

## ○帯広市企業立地促進条例（昭和61年10月1日条例第33号）

## ○帯広市企業立地促進条例

昭和61年10月1日条例第33号

改正

平成9年3月27日条例第3号

平成9年3月27日条例第10号

平成13年6月21日条例第28号

平成16年3月24日条例第27号

## 帯広市企業立地促進条例

## (目的)

第1条 この条例は、帯広市における企業の立地を促進するため、帯広市内に工場その他の施設を新設し、又は増設する者に対し、助成の措置を行い、もって帯広市の産業の振興に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (2) リサイクル工場 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第6項に規定する再資源化を行う工場をいう。
- (3) 特定事業所 産業の高度化のため企業の経営の効率化又は事業活動を支援するサービスを提供する事業を行う事業所をいう。
- (4) 試験研究施設 高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設をいう。
- (5) 工場等 工場及びリサイクル工場をいう。
- (6) 新設 市内に第1号から第4号までに掲げる施設(以下「施設等」という。)を有しない者が、市内に施設等を設置すること(市内に施設等を有する者が、当該施設等と区分を異なる施設等を設置する場合を含む。)をいう。
- (7) 増設 市内に施設等を有する者が、市内に製造の能力等の増加を伴う施設等を設置することで、新設以外のもの(製造等の能力の増加を伴う施設等の市内移転を含む。)をいう。
- (8) 投資額 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる資産の取得価額をいう。

## (助成の措置の対象等)

第3条 この条例による助成の措置は、規則で定める区域内に立地する次の各号に掲げる施設等を新設し、又は増設しようとする者であつて、その施設等の立地が帯広市の工業の振興又は工業構造の高度化に寄与するものと市長が認め、指定したものに対して行う。

- (1) 工場等(新設するものに限る。)であって、その投資額が2,000万円以上で、かつ、当該工場等の新設に伴い、規則の定めるところにより新たに雇用された者(以下「雇用された者」という。)の数が5人以上のもの
- (2) 工場等(増設するものに限る。)であって、その投資額が2,000万円以上で、かつ、当該工場等の増設に伴い、雇用された者の数が2人以上のもの
- (3) 特定事業所又は試験研究施設であって、その新設又は増設のための投資額が新設にあっては2,000万円以上、増設にあっては1,000万円以上で、かつ、当該特定事業所又は試験研究施設の新設又は増設に伴い、雇用された者の数が新設にあっては5人以上、増設にあっては3人以上のもの
- (4) 工場等であって、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条の規定による届出を要するもの

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(助成の措置等)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内の補助金を交付する。この場合において、前条第1項第1号又は第2号の工場等が同項第4号にも該当する場合は、当該助成の措置を併せて行うことができる。

- (1) 前条第1項第1号の工場等に係る場合 当該工場に係る投資額の100分の8に相当する額(その額が1億5,000万円を超えるときは、1億5,000万円)及び当該工場の新設に伴い雇用された者の数に10万円を乗じて得た額(その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)
- (2) 前条第1項第2号の工場等に係る場合 当該工場に係る投資額の100分の6に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)及び当該工場の新設又は増設に伴い雇用された者の数に10万円を乗じて得た額(その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)
- (3) 前条第1項第3号の特定事業所又は試験研究施設に係る場合 当該特定事業所又は試験研究施設に係る投資額の100分の8に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)又は当該特定事業所又は試験研究施設の新設又は増設に伴い雇用された者の数に10万円を乗じて得た額(その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)
- (4) 前条第1項第4号の工場等に係る場合 当該工場等に係る工場立地法第4条に規定する緑地及び環境施設の面積1平方メートルにつき1,500円を乗じて得た額(その額が500万円を超えるときは、500万円)

2 前条第1項第1号又は第2号の工場等が十勝型産業クラスター形成に資するものとして市長が別に定める要件に該当する場合は、これらの工場等に係る投資額の100分の4に相当する額以内の補助金を加算して交付することができる。ただし、当該額と第1項第1号又は第2号の規定により算出した額(工場等の新設又は増設に伴い雇用された者の数により算出した額を除く。)との合計額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超えることはでき

ない。

(1) 前条第1項第1号の工場等 1億5,000万円

(2) 前条第1項第2号の工場等 1億円

3 前条第1項の規定による市長の指定（同項第2号に係るものに限る。）を受けたことのある者（当該指定に係る工場等の承継人を含む。）に交付する第1項第2号及び前項の規定による補助金の額は、当該者の当該補助金の額を通算して、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を限度とする。

(1) 第1項第2号(工場等の増設に伴い雇用された者の数により算出した額を除く。)及び前項の規定による場合 1億円

(2) 第1項第2号(工場等の増設に伴い雇用された者の数により算出した額に限る。)の規定による場合 5,000万円

4 指定事業者が第1項及び第2項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による補助金の交付は、規則の定めるところにより、市長の確認後交付するものとする。

6 第1項及び第2項の規定による補助金は、これを分割して交付することができる。

(助成の措置の承継)

第5条 市長は、前条の規定により、助成の措置を行うまでの間において、指定事業者に係る施設等が相続、合併、分割又は事業の譲渡により、当該施設等の所有者に変更を生じた場合においても、その事業を承継する者に対し、同条の助成の措置を行うものとする。

2 前項の承継人は、規則の定めるところにより、市長に承継の事実を届け出なければならない。  
(指定及び助成の措置の取消等)

第6条 市長は、指定事業者（前条第1項の承継人を含む。）又は第4条第1項及び第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該指定若しくは助成の措置を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条第1項に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による処分をするときは、当該処分の相手方に対してその理由を示さなければならない。

(帯広市行政手続条例の適用除外)

第7条 この条例の規定に基づく助成の措置に関する処分については、帯広市行政手続条例（平成9年条例第2号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任規定)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成9年3月27日条例第3号）

この条例は、帯広市行政手続条例（平成9年条例第2号）の施行の日から施行する。

### 附 則（平成9年3月27日条例第10号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則（平成13年6月21日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成16年3月24日条例第27号）

#### （施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定により指定を受けている者に対する当該指定に係る助成の措置については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条第3項に規定する市長の指定は、この条例の施行の日以後に受けた指定に限るものとする。

## ○帯広市企業立地促進条例施行規則（昭和61年10月1日規則第53号）

### ○帯広市企業立地促進条例施行規則

昭和61年10月1日規則第53号

改正

平成2年2月28日規則第2号

平成9年3月31日規則第30号

平成16年3月31日規則第26号

平成17年3月30日規則第30号

平成19年3月30日規則第20号

### 帯広市企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市企業立地促進条例（昭和61年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業所)

第2条 条例第2条第3号に規定する特定事業所は、別表に掲げる事業を行う事業所をいう。

(対象区域)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める区域とは、次に掲げる区域とする。

(1) 条例第3条第1項第1号及び第2号の工場及びリサイクル工場（以下「工場等」という。）  
都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく工業専用地域若しくは工業地域又は市長が特に認めた地域とする。

(2) 条例第3条第1項第3号の特定事業所及び試験研究施設

都市計画法に基づく都市計画区域又は市長が特に認めた区域とする。

(帯広市の工業の振興等に寄与する施設等)

第4条 条例第3条第1項に規定する工場、リサイクル工場、特定事業所又は試験研究施設（以下「施設等」という。）の立地が帯広市の工業の振興に寄与するとは、次の各号のいずれかに該当することをいう。

(1) 市内における工業製品の自給率の向上に寄与すること。

(2) 市内における工業製品の生産の拡大など関連工業への波及により帯広市の工業化に寄与すること。

(3) 市内における資源の合理的利用、未利用資源の活用又は環境の保全に寄与すること。

(4) 市民生活の改善に資する工業製品の生産により、帯広市の工業化に寄与すること。

2 条例第3条第1項に規定する施設等の立地が帯広市の工業構造の高度化に寄与するとは、次の各号のいずれかに該当することをいう。

(1) 当該工場等において精密機械、電子機器その他原材料に高度な加工等を施し、付加価値を増加させる工業製品を生産することにより、帯広市の工業の知識集約化に寄与すること。

- (2) 当該工場等において市内における産業の機械化、省力化、合理化等に資する工業製品を生産することにより、帯広市の産業の近代化に寄与すること。
  - (3) 当該特定事業所において産業の高度化のために、企業の経営を効率化し、又は事業活動を支援するサービスを提供することにより、帯広市の産業の知識集約化に寄与すること。
  - (4) 当該試験研究施設において電子工学、生命工学等の高度な技術を応用した工業製品の開発に関する試験又は研究をすることにより、帯広市の工業の知識集約化に寄与すること。
- 3 前2項に規定する場合において、市長は、必要により帯広市との公害防止協定等を締結することを条件とすることができます。

(投資額の算定)

第5条 条例第3条第1項に規定する施設等を新設又は増設する場合における当該施設等の新設又は増設のための投資額の算定にあたっては、操業又は事業（以下「操業等」という。）のために直接使用されるもののほか、施設等の内部の環境施設及び福利厚生施設等に係るものも含むものとする。

- 2 施設等を市内間で移転する場合における当該施設等の移転のための投資額の算定にあたっては、移転直前の当該施設等に係る減価償却資産の評価額を減じるものとする。

(新たに雇用された者)

第6条 条例第3条第1項第1号に規定する新たに雇用された者とは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 新設又は増設した施設等の操業等の開始後、3ヶ月以内（操業等の開始前に新たに雇用する者の対策を講じていたにもかかわらず、3ヶ月以内に新たな雇用ができなかつた場合においては、操業等の開始後5ヶ月以内）に雇用された者で、引き続き1年を超えて雇用された者（操業等の開始前3ヶ月以内に技術習得のため訓練を受けていた者を含む。）であること。
  - (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定により、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者であること。
  - (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に規定する労働者名簿に記載されている者であること。
- 2 新たに雇用された者が当該雇用された者の都合により、雇用後1年内に退職した場合、当該退職者の後任者を2ヶ月以内に雇用し、かつ、当該退職者及び当該後任者の雇用期間の合計が1年を超えている場合に限り、当該後任者は、前項第1号の要件を満たすものとみなす。

(指定の申請)

第7条 条例第3条第2項の規定による指定の申請は、新設又は増設する施設等の工事（条例第3条第1項第4号の工場等（以下「緑化工場等」という。）の工事を含む。以下同じ。）に着手する日の前日までに指定申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、申請者は、市税を滞納していない者に限る。

- 2 市長は、前項の指定申請書を受理したときは、その内容について検討し、適当と認めたとき

は、申請者に指令書（様式第1号の2）により指定の通知をするものとする。

（計画の変更等）

第8条 条例第3条第1項の規定により市長の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）

は、当該新設又は増設する施設等の工事計画を変更しようとするときは、当該指定後、前条第1項の指定申請書の工事完成予定年月日の前日までに計画変更承認申請書（様式第2号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の計画変更承認申請書を受理したときは、その内容について検討し、適當と認めたときは、申請者に計画変更承認通知書（様式第2号の2）により通知するものとする。
- 3 指定事業者は、当該指定後、補助金の交付の決定があるまでの間に、当該施設等の新設又は増設に係る計画の廃止又は条例第3条第1項に規定する要件を欠くに至る変更をしたときは、当該廃止又は変更後、速やかに計画廃止（変更）届（様式第2号の3）により市長に届け出なければならない。

（工事の着手、完成及び実績書の届出）

第9条 指定事業者は、当該施設等の工事に着手したときは、当該着手の日から10日以内に工事着手届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、条例第3条第1項の規定による指定前に当該施設等の工事に着手したときは、当該指定の日から10日以内に前項に規定する工事着手届を市長に提出しなければならない。
- 3 指定事業者は、当該施設等の工事が完成したときは、当該完成の日から10日以内に工事完成届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。
- 4 緑化工事の指定事業者は、当該事業が完了したときは、前項に規定するもののほか、実績報告書（様式第5号）を市長に速やかに提出しなければならない。

（操業等の開始の届出）

第10条 指定事業者は、当該施設等（緑化工事を除く。）の操業等を開始したときは、当該操業等の開始の日から10日以内に操業（事業）開始届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（補助金の額の端数処理）

第11条 条例第4条第1項から第3項までの規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請）

第12条 条例第4条第4項の規定による補助金交付の申請は、当該施設等の操業等を開始した日（緑化工場等にあっては、実績報告書を提出した日）から1年を経過した日の属する年度又はその翌年度に補助金交付申請書（様式第7号。緑化にあっては、様式第8号）により行うものとする。ただし、申請者は、市税を滞納していない者に限る。

（補助金交付の決定）

第13条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付の決定をし、申請者に補助金交付決定書（様

式第8号の2)により通知するものとする。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、条例第3条第1項の施設等に対する補助金交付申請書を受理したときは、その内容を検査確認して、補助金の額を確定し、申請者に補助金の額の確定通知書（様式第8号の3）により通知するものとする。

(補助金の分割交付)

第15条 市長は、条例第4条第6項の規定により、補助金を分割して交付するときは、次の各号によるものとする。ただし、特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助金交付額が1,000万円以上2,000万円未満の場合は、2箇年度に分割するものとし、各年度に当該補助金交付額の2分の1の金額を交付する。
- (2) 補助金交付額が2,000万円以上4,000万円未満の場合は、3箇年度に分割するものとし、各年度に当該補助金交付額の3分の1の金額を交付する。
- (3) 補助金交付額が4,000万円以上の場合は、4箇年度に分割するものとし、各年度に当該補助金交付額の4分の1の金額を交付する。

2 前項の場合において、交付金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを初年度に合算して交付するものとする。

(助成の措置の承継の届出)

第16条 条例第5条第2項の規定による届出は、同条第1項に規定する承継の事実が生じた後、速やかに承継届（様式第9号）により行わなければならない。

(操業等の状況の報告)

第17条 指定事業者は、当該施設等の操業等を開始した日の属する年以降3年の間（補助金の受領がこの期間を越える場合は、操業等を開始した日の属する年以降最終補助金受領年の間）の各年（法人にあっては、当該施設等の操業等を開始した日の属する事業年度の初日から3年に満つる日までの、又は最終補助金受領年までの間の各事業年度）の操業等の状況を、それぞれ当該決算終了後2月以内に操業（事業）状況報告書（様式第10号）により市長に報告しなければならない。

(操業等の休止等の届出)

第18条 指定事業者は、当該施設等の操業等の開始後5年以内に当該操業等を休止し、又は廃止したときはその理由及び休止又は廃止の日を、当該操業等を著しく変更したときはその理由及び内容を、それぞれ当該事実が生じた日から10日以内に操業（事業）休止（廃止、変更）届（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

(要件を欠くに至ったときの定義)

第19条 条例第6条第1号に規定する要件を欠くに至ったときとは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該施設等が第3条に規定する区域内での操業等を廃止したとき。
- (2) 条例第3条第1項の規定による市長の指定後、同条第1項第1号から第4号までの要件

が整っていないとき。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成2年2月28日規則第2号）

この規則は、平成2年3月1日から施行する。

#### 附 則（平成9年3月31日規則第30号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成16年3月31日規則第26号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年3月30日規則第30号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年3月30日規則第20号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この規則の施行の際現に帯広市企業立地促進条例（昭和61年条例第33号）第3条の規定により指定を受けている者に対する補助金の分割交付については、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 別表（第2条関係）

- 1 ソフトウェア業
- 2 情報処理サービス業
- 3 情報提供サービス業
- 4 機械設計業
- 5 デザイン業
- 6 システムインテグレーション事業（情報システムの企画立案、構築、運用、保守等のサービスを総合的に提供する事業をいう。）
- 7 アプリケーション・サービス・プロバイダ事業（インターネット等を利用してアプリケーションソフトを提供する事業をいう。）
- 8 データセンター事業（顧客のデータ等の保管又はコンピュータ処理を代行する事業をいう。）
- 9 デジタルコンテンツ事業（デジタル化された文字、映像、画像、音声等を組み合わせることによりデジタルコンテンツ製作を行う事業をいう。）
- 10 コールセンター事業（顧客の委託を受け、コンピュータと通信回線を用いて、受信又は発信する業務を行い、その業務により得られるデータを蓄積し、又は加工したものを提供する事業をいう。）

# 資料2

## 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び 中小企業の競争力の強化に関する条例の概要 ～北海道産業振興条例(通称)～

平成19年12月

### 1. 条例制定の趣旨

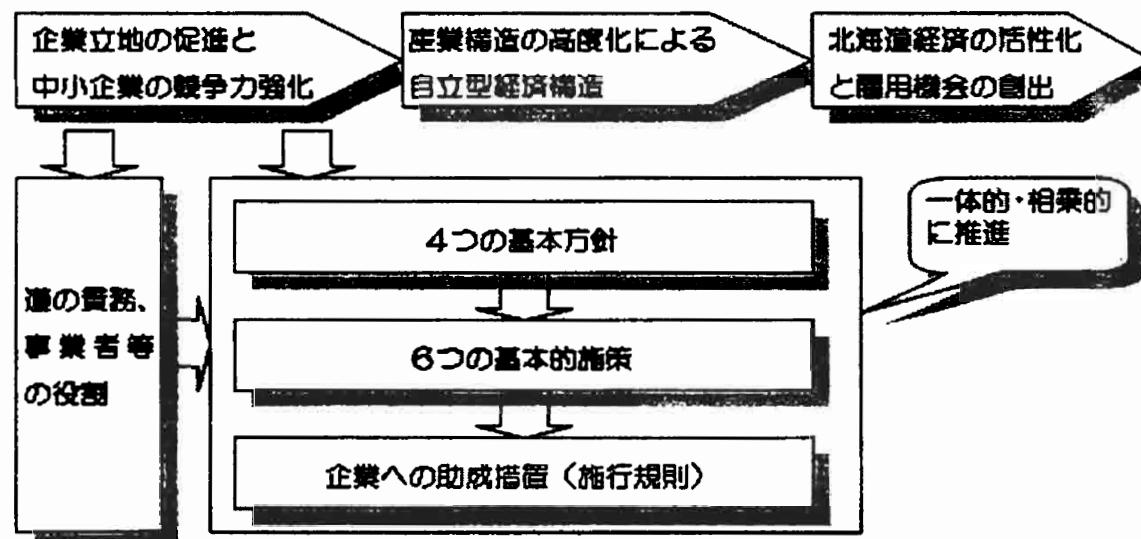
- 本道の経済構造は公的需要に大きく依存しており、公共投資の縮減などで大きな影響。北海道経済の活性化や、それを通じた雇用の創出につなげていくためには、道内総生産全体に占めるものづくり産業のウェイトの向上や商品・サービスの付加価値の向上など、北海道の産業構造が抱える課題を克服し、民間主導の自立型経済構造への転換を図ることが不可欠。
- 特に、成長力・波及力の高い産業や地域の特性に応じた産業の発展、市場の要求に即応し、市場を開拓する中小企業の育成、企業立地と地場企業の参入の促進の一体的推進などを通じて「道内経済を牽引する産業の発展」と「地域経済活性化」を図ることが重要な課題。
- 現行の関係条例である「企業立地促進条例」と「創造的中小企業育成条例」には、次のような課題が存在。
  - ①立地条例～他県との競争力が相対的に低下
  - ②創造条例～新規性・独創性を要件とする研究開発を中心のため事業化など即効性に課題
  - ③両条例～内発的振興(地場企業の育成)と外発的振興(企業誘致)の一体性が希薄など
- このため、これまで展開してきた施策を体系的に整理した上で見直し、「企業立地の促進」と「中小企業の競争力強化」を一体的かつ相乗的に推進するための今後の重点方針、重点施策を明確化する新しい条例を制定するもの。また、今後、本条例の施行規則で定

める具体的支援策(助成の要件、手続、金額等)については、次の視点で検討していく考え。

- ①企業立地支援の重点的・戦略的展開
    - ・波及効果・発展可能性・地域特性を踏まえた重点分野を支援
    - ・他県との競争力の確保
  - ②中小企業支援の重点的・戦略的展開
    - ・波及効果・発展可能性・地域特性を踏まえた重点分野を支援
    - ・事業化・市場開拓を支援
  - ③企業立地と地場企業の取引参入の一体的促進
    - ・重点分野における立地企業と地場企業との連携を支援
    - ・自動車関連製造業等に部品納入する基盤技術産業を支援

## 2. 条例の主な構成

### (1)条例の目的(第1条関係)



## (2) 施策の基本方針(第5条関係)

産業構造の高度化による自立した経済構造への転換を図るために、

- ①高い経済的效果を及ぼす産業の発展
  - ②成長発展が期待される産業の創出・発展
  - ③地域の特性に応じた産業の発展
  - ④商品等の付加価値の向上を目指す中小企業の育成
- の4つを基本として、  
企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を一体的・相乗的に推進

## (3)基本的施策(第6~11条関係)

- ①企業立地及び道内の中小企業の取引参入の一体的促進
  - ・企業立地を促進するため、特定産業分野(基本方針の①~③の産業)を重点的に、企業の立地に関する情報の収集及び提供、立地に必要な資金の調達の円滑化などを講ずる
  - ・道内中小企業が立地企業との取引に参入することを促進するため、価格競争力の強化、生産工程の効率化、情報技術の利活用による生産性の向上の促進などを講ずる
- ②人材の育成及び確保
  - ・人材の育成・確保を図るため、産業教育の実施、事業者の需要に対応した職業能力の開発、道外からの人材誘致などを講ずる
- ③中小企業の経営の革新及び産業技術開発の促進
  - ・中小企業の経営革新・産業技術開発を促進するため、特定産業分野を重点的に、新商品等の開発促進、商品の新たな生産・販売方式の導入促進などを講ずる
- ④中小企業の国内外における販路等の拡大
  - ・中小企業の国内外における商品の販路拡大等を図るため、国内外における市場の開拓及び受注機会の拡大の促進などを講ずる
- ⑤創業等の促進
  - ・創業、新事業・新産業の創出を促進するため、特定産業分野を重点的に、創業等に関する情報の提供及び研修の実施、創業等に必要な資金の調達の円滑化などを講ずる
- ⑥产学研官及び産業間の連携の促進
  - ・創業等及び産業技術開発を促進するため、特定産業分野を重点的に、产学研官及び産業間の連携による研究開発及び事業化の促進、产学研官及び産業間の多様な交流機会の提供などを講ずる

## (4)助成措置(第13・14条関係)

- 企業に対する助成(補助金等)の根拠や配慮事項について規定
- 助成の要件、手続、金額等は規則で定める  
・規則は議会議論や道民の意見、政策評価、予算手続きなどを踏まえ制定

## (5)附則

- 企業立地促進条例及び創造的中小企業育成条例は廃止することとし、経過措置を規定
- 条例の施行から3年後、必要に応じて見直しすることができる旨を規定

## 3. 条例制定の手続き等

◇ 条例の検討にあたっては、これまで市町村や、関係団体から意見を伺うとともに、  
北海道商工業審議会からも意見を伺いました。

●条例草案について平成19年9月11日～10月10日にパブリックコメントを実施

※ご意見はありませんでした

●条例草案について平成19年9月に関係団体・市町村へ意見を照会

※いただいたご意見と道の考え方一覧

◇ 施行は平成20年4月1日(規則は、平成20年3月制定)

★条例の本文はこちら (PDF)

★条例の概念図はこちら (PDF)

## **産業基盤部会（第2回）**

平成20年4月22（火）10時00分～  
帯広市役所議会棟3階全員協議会室

### **1 開会（全体司会：事務局）**

### **2 部会長あいさつ**

### **3 配布資料について**

#### **（1）事前配布資料について**

#### **（2）追加配布資料について**

### **4 議事（議事進行：副部会長）**

- （1）第1回部会の議事録について**
- （2）産業基盤部会の検討の視点（案）について**
- （3）検討の視点（案）に基づく論議（「インフラ」を予定）**
- （4）次回までに用意すべき資料の要望について**
- （5）5/8（木）第3回産業基盤部会以降の開催日程について**

### **5 閉会**

## 第2回 産業基盤部会用 事前配布資料 目次

※事前に資料に目を通してから、部会に参加いただくようお願ひいたします。なお、部会当日は資料を会場に用意しますので、持参の必要はありません。

### 1 帯広市の制度

- (1) 帯広市企業立地促進条例、同条例施行規則・・・・・・・・・・・・ 資料1

### 2 北海道の制度

- (1) 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例の概要～北海道産業振興条例（通称）～・・・・・・・・ 資料2

- (2) 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料3

### 3 経済産業省の制度

- (1) 平成19年度地域企業立地促進等共用施設整備費補助事業 公募要領・・資料4

- (2) 同 「II 産業立地・人材養成等支援事業」・・・・・・・・ 資料5

### 4 統計

- (1) 平成18年度工業統計調査結果（2008.2 北海道統計より）・・・資料6

## ===== 産業振興条例(通称)の施行規則

[★施行規則\(本文\)はこちら](#)

[★施行規則概要版はこちら](#)

### 規則制定の手続き等

- ◇ 規則の検討にあたっては、パブリックコメントの実施及び市町村や、関係団体から意見を伺いました。

●規則草案についてパブリックコメントを実施(平成20年2月25日～平成20年3月24日)

[※いただいたご意見と道の考え方](#)

●規則草案について関係団体・市町村へ意見を照会

[※いただいたご意見と道の考え方一覧](#)

- ◇ 公布は平成20年3月31日

お問い合わせは 経済部総務課企画調整グループまで

TEL 011-204-5308 E-MAIL [keizai.info@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.info@pref.hokkaido.lg.jp)

[このページのトップへ戻る▲](#)



北海道

キーワードで探す



検索



Google



ヘルプ



サイトマップ


[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[ホーム](#) > [経済部](#) > [産業立地推進局 産業立地課](#) > [新助成制度のご案内](#)
[もどる](#)

## 北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(通称 北海道産業振興条例)に基づく助成内容は次のとおりです。(平成20年4月1日施行)

(問い合わせ先) 北海道経済部産業立地推進局産業立地課 電話011-204-5324

類型	区分	対象施設	対象業種	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増	助成内容			
							助成額	限度額	通算 限度 額	
類型 I	成長産業分野	工場	自動車関連製造業	全道 (札幌市を除く)	新設	20億円以上 40人以上	投資額の10%	35億円 注5	45億円	
			電器・電子機器製造業 医薬品等製造業		増設		投資額の5%	10億円		
			基盤技術産業		新設		投資額の10%	15億円 注5	30億円	
					増設		投資額の5%	10億円		
					新設	2,500万円以上 5人以上	投資額の10%	3億円	15億円	
	発展基盤施設分野	特定事業所等	産業支援サービス業 ・ソフトウェア業	全道	新設	5,000万円以上 特定技術者 5人以上	特定技術者1人あ たり100万円(新設 後3年間における 雇用増が対象)	1億円(新設後 3年間の累計)		
					新設					
					新設					
					新設					
					新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円		
類型 II	産業集積拠点形成	実験研究施設	自然科学研究所	全道	新設	20億円以上 40人以上				
		航空機整備 関連施設	航空機整備関連事業	全道 (札幌市を除く)	新設	20億円以上 20人以上				
		国際物流 関連施設	国際物流関連事業		新設	20億円以上 20人以上 特別対策地域特例				
					新設	10億円以上 5人以上 注4				
		工場	製造業	工業団地 (札幌市を除く)	新設 増設(新た に土地を 確保して 増設する ものに限 る(道内移 転を除)	5,000万円以上 5人以上	投資額の8%	3億円		
		特定事業所等	産業支援サービス業 ・データセンター事業			10億円以上 20人以上				

類型Ⅲ 市町村連携促進分野	分野 工場 試験研究施設 特定事業所等	市町村が行う立地助成措置の対象でありかつ次に該当するもの ・製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、データセンター事業、コールセンター事業	特別対策地域 注4	新設 増設	市町村が行う立地助成措置の対象であること ・2,500万円以上 ・5人以上	投資額の4% 企業立地促進法適用地域特例 新設の場合のみ 投資額の8%	1億円	5億円
						雇用増1人あたり 50万円(雇用増が 6人以上の場合は 6人目から支給)	5,000万円	—

注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。

2 類型Ⅰから類型Ⅲまでの区分のうち、いずれか一つの区分の補助金の交付を受けることができます。

3 國際物流拠点地域の関税法の開港、税関空港とは、次の港及び空港の臨港地区及び飛行場の区域です。

紋別港、網走港、花咲港、釧路港、十勝港、苦小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾新港、留萌港、稚内港、新千歳空港、旭川空港、函館空港

4 特別対策地域とは、農村地域工業等導入促進法などの地域開発関係法の適用地域です。

5 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業		電器・電子機器製造業、医薬品等製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
40人以上100人未満	10億円	40人以上100人未満	10億円
100人以上200人未満	20億円	100人以上	15億円
200人以上	35億円		

## ◇ 用語の説明

- ・工場  
物の製造又は加工を行う施設
- ・航空機整備関連施設  
航空機の整備若しくは改造又は航空機若しくは航空機用機器の修理を行う施設
- ・国際物流関連施設  
港湾若しくは空港又は保税地域における外国貨物に係る荷さばき施設又は保管施設、外国貨物の加工又はこれを原料とする製造の用に供する施設その他の施設
- ・特定事業所等  
企業の経営の効率化又は事業活動を支援するサービスを提供する事業（産業支援サービス業という）を行う事業場又は事務所
- ・試験研究施設  
自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設
- ・工業団地  
道が実施する工業団地に関する調査に基づき整備された工業団地台帳に登載されている団地（札幌市の区域以外の区域にあるもの）

- ・自動車関連産業  
自動車・同附属品製造業
- ・電器・電子機器製造業  
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
- ・医薬品等製造業  
医薬品製造業、食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（特定保健用食品及び栄養機能食品に係るものに限る）
- ・基盤技術産業  
工業用プラスチック製品製造業、鉄素形材製造業、非鉄金属素形材製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業
- ・産業支援サービス業  
ソフトウェア業、データセンター事業、コールセンター事業

◇ Q & A

Q 1 対象となる投資額は、どのようなものですか。

A 1 対象となる投資額は、工場等の新設又は増設をするために必要な施設に対する投資額であって、操業等のために直接使用される建物や機械設備のほか、内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係る施設及びソフトウェア（道内製作のものを購入する場合に限る）など資産計上された資産の取得価額になります。（土地の取得費は含みません。）  
なお、対象となる工場等の施設が、国などの補助を受ける場合（道及び市町村以外の補助制度）は、当該補助を受けている施設を投資額の算定の対象から除外します。

Q 2 対象となる雇用増は、どのようなものですか。

A 2 対象となる雇用増は、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者であって、次の要件をすべて満たす方の人数をいいます。

- ① 雇用期間の定めのない者
- ② 雇用保険に加入している者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）
- ③ 健康保険に加入している者
- ④ 厚生年金保険に加入している者

また、雇用増には、工場等の操業等に直接従事する方のほか、操業等に関する総務、生産管理又は資材管理等の業務に従事する方を含みますが、営業及び販売等に従事する方を除きます。

Q 3 研究員や特定技術者は、どのような方ですか。

A 1 研究員とは、次のいずれかの要件を満たす方であって、自然科学に関する研究に直接従事する方です。

- ① 学校教育法に規定する修士若しくは博士の学位を有する者
- ② 学校教育法に規定する学士の学位を有する者であって、自然科学に関する研究に直接従事した職務経験が3年以上ある者

特定技術者とは、次のいずれかの要件を満たす方であって、ソフトウェア業に直接従事する方です。

- ① 情報処理の促進に関する法律に規定する情報処理技術者試験の合格者（基本情報技術者試験を除く）
- ② 学校教育法に規定する修士若しくは博士の学位を有する者
- ③ 学校教育法に規定する学士の学位を有する者であって、ソフトウェア業に直接従事した職務経験が3年以上ある者

Q 4 次の①～③の場合の工事着手日は、いつですか。

- ① 工場等の建物等を建設する場合
- ② 建物等を買い取る場合
- ③ 建物等の建設に先立ち機械設備等の取得を行う場合

A 4 工事着手日は、①の場合は、基礎工事に着手した日となります。例えば、「杭打ち」を必要とする工事であれば、これを開始した日となります。

②の場合は、建物等を購入する時点から工事が始まっているとみなしますので、建物の取得日（所有権移転の日）が工事着手日となります。

③の場合は、当該機械設備が納入された日（機械の据え付け工事が必要な場合は、当該工事が開始された日）が工事着手日となります。

#### ◇ 特別対策地域（類型Ⅲ・地域関係開発法適用市町村）

次の13市町以外のすべての市町村が対象地域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市（旧石狩市）、小樽市、室蘭市、  
登別市、伊達市（旧伊達市）、苫小牧市、白老町、厚真町

#### ◇ 申請様式

認定申請書等（施行規則に基づく様式集）

工事着手届等（要領に基づく様式集）

[このページのトップへ戻る▲](#)

# 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例

〈面倒・北海道産業振興条例〉

〔平成19年12月制定〕

## ◇目的(第1条関係)

企業立地の促進と中小企業の競争力強化  
に関する施策を一體的・相乗的に推進

産業構造の高度化による  
自立型経済構造への転換

北海道経済の活性化と  
雇用機会の創出

## ◇道の責務 (第3条関係)

- ・施策を一體的・相乗的に実施する責務
- ・国、市町村、大学、産業関係団体等との緊密な連携

## ◇事業者等の役割 (第4条関係)

- ・事業者は、投資活動、経営革新、国内外へ販路拡大に努める
- ・産業関係団体は、道と連携し、施策に貢献するよう努める

## ◇施策の基本方針(第5条関係)

- ①高い経済波及効果を及ぼす産業の発展
- ②成長発展が期待される産業の創出・発展
- ③地域の特性に応じた産業の発展
- ④商品等の付加価値の向上をめざす中小企業育成



## ◇基本的施策(第6~11条関係)

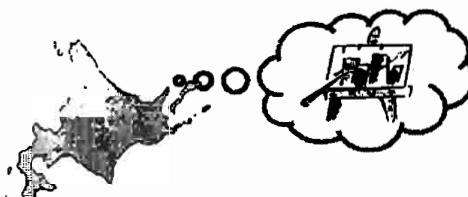
- ①企業立地及び道内中小企業の取引参入一体的促進
- ②人材の育成・確保
- ③中小企業の経営革新・産業技術開発の促進
- ④中小企業の道内外における販路等拡大
- ⑤創業、新事業・新産業の創出促進
- ⑥産学官・産業間の連携促進

## ◇助成措置(第13・14条関係)

- ・企業立地の促進や中小企業の競争力強化に関する助成の根拠配慮事項について規定
- ・助成の要件、手続、金額等は規則で定める

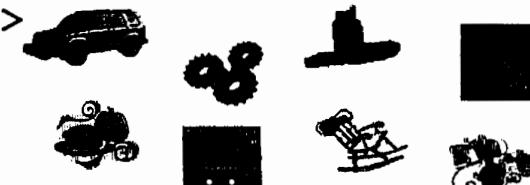
## ◇附則

- ・平成20年4月1日施行、企業立地促進条例・創造的中小企業育成条例の廃止と経過措置、3年後の見直し検討規定



## ■施行規則(平成20年3月制定) <助成措置の検討視点>

- ◆選択と集中の視点による立地助成
- ◆立地企業への地場企業の参入促進
- ◆食品をはじめとする地域産業の活性化
- ◆確実な成果を出すための中小企業支援



## 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本的施策（第5条—第12条）

第3章 助成の措置（第13条—第15条）

### 附則

第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るために、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関し、道の責務及び事業者等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を一体的かつ相乗的に推進し、もって北海道の経済の活性化及び雇用の機会の創出に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自立型経済構造への転換 民間需要の増大により、公的需要への依存度が低下し、民間が主導的な役割を担う経済構造となることをいう。
- (2) 企業立地 事業者が、その事業の用に供する工場、事業場その他の施設を道内に新設し、又は増設することをいう。
- (3) 経営の革新 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- (4) 産業技術開発 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の技術（新規性を有するものに限る。）に関する研究開発をいう。
- (5) 产学研官 事業者、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校その他の研究機関をいう。次条第2項において

て同じ。) 並びに国、道及び市町村をいう。

(道の責務)

第3条 道は、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する基本的な施策を策定し、及び一体的かつ相乗的に実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策を推進するに当たっては、道立試験研究機関の研究開発及び技術支援を積極的に活用するほか、国、市町村、大学等、事業者、産業に関する団体その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(事業者等の役割)

第4条 事業者は、優れた商品の生産若しくは販売又は役務の提供に必要な設備、人材、技術等の投資活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の優位性を生かしながら、持続的に経営の革新及び国内外における商品の販路又は役務の提供範囲の拡大を図るよう努めるものとする。

3 商工会議所、商工会その他の産業に関する団体は、道と連携し、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に貢献するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第5条 道は、産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を一体的かつ相乗的に推進するものとする。

- (1) 高い経済的效果を及ぼす産業の発展を図ること。
- (2) 成長発展が期待される産業の創出及び発展を図ること。
- (3) 地域の特性に応じた産業の発展を図ること。
- (4) 商品又は役務の付加価値の向上を目指す中小企業の育成を図ること。

(企業立地及び道内の中小企業の取引参入の一体的促進)

第6条 道は、企業立地を促進するため、高い経済的效果を及ぼす産業、成長発展が期待される産業及び地域の特性に応じた産業の分野（以下「特定産業分野」という。）を重点的に、企業立地に関する情報の収集及び提供、企業立地に必要な資金の調達の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内の中小企業が企業立地をした事業者との取引に参入することを促進するため、道内の中小企業の研究開発能力及び価格競争力の強化、生産工程の効率化並びに情報技術の利活用による生産性の向上の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第7条 道は、事業者の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、産業教育の実施、事業者の需要に対応した職業能力の開発、道外からの人材の誘致その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業の経営の革新及び産業技術開発の促進)

第8条 道は、中小企業の経営の革新及び産業技術開発を促進するため、特定産業分野を重点的に、新商品又は新役務の開発の促進、商品の新たな生産若しくは販売の方式又は役務の新たな提供の方式の導入の促進、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の技術に関する研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業の国内外における販路等の拡大)

第9条 道は、中小企業の国内外における商品の販路又は役務の提供範囲の拡大を図るため、国内外における市場の開拓及び受注機会の拡大の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(創業等の促進)

第10条 道は、創業並びに新たな事業及び産業の創出（以下「創業等」という。）を促進するため、特定産業分野を重点的に、創業等に関する情報の提供及び研修の実施、創業等に必要な資金の調達の円滑化、産業技術開発の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(産学官及び産業間の連携の促進)

第11条 道は、創業等及び産業技術開発を促進するため、特定産業分野を重点的に、産学官及び産業間の連携による研究開発及び事業化の促進、産学官及び産業間の多様な交流の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第12条 道は、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 助成の措置

#### (企業立地を促進するための助成の措置)

第13条 道は、企業立地を促進するため、道内に工場、事業場その他の施設であつて規則で定めるものの新設又は増設（規則で定める新設又は増設に限る。）をしようとする者に対し、規則で定めるところにより、予算の範囲内において、補助金の交付その他の助成の措置を講ずることができる。

2 前項に規定する助成の措置は、次に掲げる事項を旨として実施するものとする。

- (1) 特定産業分野を重点的に支援すること。
- (2) 産業基盤が整備された地域への企業立地を促進する等産業集積（自然的経済的・社会的条件からみて一体である地域において同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該事業者の集積をいう。）の効果を高めるよう努めること。
- (3) 市町村と連携し、地域の主体的な取組の支援に努めること。

#### (中小企業の競争力の強化を図るための助成の措置)

第14条 道は、中小企業の競争力の強化を図るために、新たな事業分野への進出、市場の開拓等を図るために行う事業であつて規則で定めるものを行う者に対し、規則で定めるところにより、予算の範囲内において、補助金の交付その他の助成の措置を講ずることができる。

2 前項に規定する助成の措置は、次に掲げる事項を旨として実施するものとする。

- (1) 特定産業分野を重点的に支援すること。
- (2) 優れた事業計画に基づき新たな事業分野への進出又は市場の開拓を図る等積極的な経営を行う中小企業の育成に努めること。

#### (規則への委任)

第15条 この章に規定する助成の措置に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 北海道創造的中小企業育成条例（昭和61年北海道条例第30号）

(2) 北海道企業立地促進条例（平成9年北海道条例第29号）

- 3 前項第1号の規定による北海道創造的中小企業育成条例の廃止に伴い必要な経過措置は、規則で定める。
- 4 この条例の施行の際現に附則第2項第2号の規定による廃止前の北海道企業立地促進条例第3条第1項の規定により指定を受けている者の当該指定及び当該指定に係る助成の措置については、なお従前の例による。
- 5 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成19年度

地域企業立地促進等共用施設整備費補助事業

公募要領

平成19年6月

経済産業省 地域経済産業グループ

## 目 次

ページ

1. 事業の目的・補助対象事業について	.....	P. 1
2. 補助対象事業者について	.....	P. 1
3. 補助率及び補助対象経費等について	.....	P. 1
4. 応募書類の提出について	.....	P. 2
5. 採択の審査及び結果通知について	.....	P. 5
6. 事業計画書等の様式について	.....	P. 7
<別添1> 公募に関する受付及びお問い合わせ先	.....	P. 13

## 1. 事業の目的・補助対象事業について

### (1) 事業の背景・目的

企業が国を選ぶ時代にあって、アジア諸国を中心に国際的な企業誘致競争が激化する中、我が国の地域それが、地域の強みをいかした魅力ある企業立地環境を整備し、戦略的な立地促進と産業集積の形成を図っていくことは、地域における雇用の創出等地域経済の活性化に資するのみならず、我が国産業の国際競争力の強化にもつながるものであります。

本事業は、第166回通常国会において可決された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下「企業立地促進法」という。）の公布・施行に伴い、同法に基づき、地方公共団体を始めとした地域が主体的かつ計画的に行う企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための取組を支援するため実施するものです。

### (2) 補助対象事業

企業立地促進法の規定に基づき自治体等が作成し、国の同意を受けた「基本計画」の集積区域内における企業立地促進のための基盤として共用で活用される以下に掲げる施設若しくは設備（施設・設備ともに利用者の半数以上が個人又は中小事業者となるものに限る）の整備及び当該施設若しくは設備の整備を行うにあたって必要となる企画・調査設計等の事業。

- ① 貸工場
- ② 貸事業場
- ③ 人材育成施設
- ④ 物流施設
- ⑤ 試作・検査機器

## 2. 補助対象事業者について

本補助金の補助対象事業者は、企業立地促進法に基づき設置された「地域産業活性化協議会」の構成員であり、「基本計画」に基づく企業立地促進を目的とした上記1. (2)に掲げる施設整備等の事業及び整備後の管理・運営等を責任を持って実施することができる以下の機関とします。

- ① 独立行政法人、地方独立行政法人
- ② 公益法人（財団法人、社団法人）
- ③ 第三セクター
- ④ PFI事業者
- ⑤ その他経済産業局長が認める法人

## 3. 補助率及び補助対象経費等について

### (1) 補助率及び補助対象経費等

補助対象経費、補助率、下限額は以下のとおりです。

補助金 名称	補 助 事 業		補助率	下限額
	補助対象	内 容		
地域企業立地促進等共用施設整備費補助金	(1) 工事費及び整備費	次の施設(これらと一体的に整備される設備を含む。) の建設又は取得に要する経費(土地の取得造成費を除内	1 / 2 以内	1,000万円
	(2) 取得費	く。)		
	(3) 調査設計・企画費	① 貸工場 ② 貨事業場 ③ 人材育成施設 ④ 物流施設		
	(1) 工事費及び整備費	次の事業に要する経費 ① 試作機器の整備	1 / 2 以内	300万円
	(2) 取得費	② 検査機器の整備		
	(3) 調査設計・企画費			

## (2) 事業実施期間

交付決定日から平成20年3月31日までとします。

## 4. 応募書類の提出について

### (1) 受付期間

平成19年6月11日(月)～平成19年7月10日(火)まで

### (2) 提出方法

応募される方は、別紙様式(P. 7～12)により作成のうえ、正本1部、写し1部の計2部を、上記期間までに実施事業場所を管轄する経済産業局の担当課へ郵送にて提出し

てください。

配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるようご注意ください。

### (3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先の経済産業局担当課及び管轄区域等については（P. 1.3 「(別添1) 受付及び問い合わせ先等」）のとおりです。

また、この補助金に関するお問合わせも同課にお願いします。

### (4) インターネットの利用

本公司要領は下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/index.html>

申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

### (5) 提出書類について

①提出に際しては、本公司要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4版、片面印刷でお願いします（両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。

②以下の「提出書類一覧表」における書類について、正本1部、写し1部を提出して下さい。なお、通しページを事業計画書下中央に必ず打ち込んでください。

③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います（様式中の注意事項等を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。）。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

④「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。

なお、提出書類は返却いたしませんのでご留意ください。

提出書類	書類名	様式
	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式1
	<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書（同説明書に記載してある添付書類を含む）	様式2
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助事業の実施場所の付近見取図 <input type="checkbox"/> 施設の配置図、平面図及び立体図 <input type="checkbox"/> 基本計画の写し <input type="checkbox"/> 協議会構成員の一覧 <input type="checkbox"/> 事業収支計画書 <input type="checkbox"/> 申請者の概要がわかるもの（パンフレット等） <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 出資者及び役員の一覧が記載されている書類 <input type="checkbox"/> 最新の決算報告書（1年分）	

(注)・提出書類及び補足資料は、正本1部、写し1部の計2部を提出してください。

#### (6) 補助事業者の義務等

本補助金の活用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくことになりますのでご留意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況について、報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。また、原則として補助金の交付を受けて取得した財産を担保に供することは認められません。なお、承認を受けずに売却又は処分若しくは目的外使用をした場合は、原則として補助金額の全額を返納して頂くことになります。）

また、当該財産処分の承認を行うにあたり、補助金額の一部若しくは全額を国に納付して頂くことを条件とする場合があります。（原則として処分を行う財産の「簿価相当額」を返納していただくことになります。）

#### 【参考】

補助金によって整備された事業場及び工場等の処分制限期間は概ね以下のとおりです。

（鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの）

事業場：50年

工場、倉庫：38年（用途等によって変わる場合があります。）

（レンガ造、石造又はブロック造のもの）

事業場：41年

工場、倉庫：34年（用途等によって変わる場合があります。）

- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類

を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

- ⑦ 補助事業に関する調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表していただく場合があります。

#### (7) その他

- ① 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、交付の翌年度4月10日までに補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。（年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。）

また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続き、財務省の承認を得たうえで、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。

- ② 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得等の支払対象となる行為が、当該交付決定のなされた国の会計年度中（当該年の4月1日から翌年の3月31日まで）に終了するものに限られます。したがって、今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に補助事業が開始されることとなるため、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は対象となりません。

- ③ 補助事業者は、補助事業により整備された施設の運営、貸与により収益が生じたと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。なお、納付を命ずることができる金額は、補助金の確定額を上限とします。

- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（地域企業立地促進等共用施設整備費補助金以外の補助金、委託費等）と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は認められませんので御注意ください。

なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に所管の経済産業局に御相談ください。

### 5. 採択の審査及び結果通知について

#### (1) 採択時の主な審査内容

##### ① 基本的事項の審査

###### ア. 補助事業者としての適格性

応募者が当該補助事業の実施機関として適格な法人であるか

###### イ. 補助事業の実施体制

応募者に補助事業を実施するための人材や組織体制があるか

###### ウ. 補助対象経費等の審査

補助対象経費等の内容が妥当なものであるか

##### ② 事業内容に関する審査

#### ア. 計画の戦略性

地域における企業立地を戦略的に促進する観点から、特に重要度の高い事業であるか。

#### イ. 地域間連携と実施体制

申請者が補助事業を実施するために必要な、都道府県又は市町村等との連携体制はどのようなものか

#### ウ. 施設等の運営体制

整備する施設が長期に渡り安定的に行えるかなど

#### ③地域の経済指標等の審査

地域の実情に応じた産業振興の観点から、採択にあたり以下の事項について配慮する。

##### ア. 地域の経済指標の審査

計画策定地域の有効求人倍率及び財政力指数の直近3カ年の平均値が全国的な水準と比べ低い地域

##### イ. 他の地域振興計画との関連性の審査

他省庁等の地域振興等に関する計画認定を受けるなど、他の政策との連携や関連性

※他省庁の計画認定等：地域再生計画（内閣府）、頑張る地方応援プログラム（総務省）など

#### (2) 採否の通知等

選定結果（採択または不採択）の決定後は、各経済産業局等から速やかに通知します。

※採択者は、補助金の交付に係る必要な手続きを所定の期間内に行っていただきます。

#### (3) 公募のスケジュール

6月11日（月）～7月10日（火） 受付期間

7月11日（水）～ 採択審査

8月上旬頃 採択決定（交付申請、交付決定）

## II 產業立地・人材養成等支援事業

## 目 次

頁

1. 事業の目的・補助対象事業について	17
2. 応募の資格及び要件について	17
3. 補助率及び補助対象経費等について	18
4. 応募書類の提出について	20
5. 採択の審査及び結果通知について	21
6. 応募書類等の様式について	23
別添1 公募に関する受付及びお問い合わせ先	32

## 1. 事業の目的・補助対象事業について

### (1) 事業の背景・目的

企業が国を選ぶ時代にあって、アジア諸国を中心に国際的な企業誘致競争が激化する中、我が国の地域それが、地域の強みをいかした魅力ある企業立地環境を整備し、戦略的な立地促進と産業集積の形成を図っていくことは、地域における雇用の創出等地域経済の活性化に資するのみならず、我が国産業の国際競争力の強化にもつながるものであります。

本事業は、第 166 回通常国会において可決された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下「企業立地促進法」という。）の公布・施行に伴い、同法に基づき、地方公共団体を始めとした地域が主体的かつ計画的に行う企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための取組を支援するために実施するものです。

### (2) 補助対象事業

企業立地促進法に基づき、複数又は単独の市町村及び都道府県等とともに地域産業活性化協議会を構成する公益法人等の民間事業者が、協議会を構成する地方公共団体等と協働して行う以下の2事業。1事業単独の申請、また、2事業を併行して行う場合は同時申請も可能です。

#### 【①産業立地支援事業】

企業誘致等の専門家を活用した情報発信や個別の誘致活動を行う事業。

#### 【②人材養成等支援事業】

誘致等対象産業のニーズを踏まえ、企業立地又は事業高度化につながる地域の人材養成、セミナー等を地域の教育機関や民間企業等を活用して行う事業。

## 2. 応募の資格及び要件について

### (1) 応募の資格

上記1. (2) の「地域産業活性化協議会」の構成員である事業者であって、企業立地促進法第5条第2項第7号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者で、事業の管理・運営等を責任を持って実施する法人格を有する以下の機関とします。

- ①公益法人（財団法人、社団法人）
- ②認可法人（商工会、商工会議所等）
- ③第三セクター
- ④特定非営利活動法人
- ⑤その他経済産業局長が認める団体

※企業立地促進法第5条第2項第7号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者とは、地域産業活性化協議会において、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業を実施する者を言う。

## (2) 応募の要件

企業立地促進法に基づく「基本計画」が国の同意を受けているか、又は公募期間終了までに国の同意を得るための協議を行っているもので、同意を受けている又は同意を受ける見込みのある「基本計画」に沿って実施される事業であること。

(注) 採択後であっても、「基本計画」が国の同意を受けることができなかった場合は、採択は取消となります。

## 3. 補助率及び補助対象経費等について

### (1) 補助率及び補助対象経費

補助率及び補助対象経費は以下のとおりです。

補助事業の区分	補 助 対 象 経 費		補助率
	経費の区分	内 容	
①産業立地支援事業	謝 金	専門家謝金	2/3 以内
	旅 費	専門家旅費	
	庁 費	会議費、通信運搬費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、会場借料、雑役務費、外注費	
②人材養成等支援事業	人件費	プロジェクト管理法人人件費	10/10 以内
	旅 費	プロジェクト管理法人旅費	
	プロジェクト事業費	プログラム等作成費、研修費、イベント等開催費	
	委託費	プログラム作成、研修等事業を外部に委託して実施する場合に必要な経費	

### (2) 補助金の下限額について

本事業の補助金の下限額は、原則100万円とします。

### (3) 事業実施期間

交付決定日から平成20年3月31日までとします。

なお、一の協議会の同一事業については、3年度間を上限として本事業を行うことが可能です。ただし、事業の実施に当たっては、改めて各年度の公募要領に従って応募するものとし、前年度の活動で十分な成果が得られるとともに、それらに基づく適切な評価がなされた上で次年度の目標や課題が明確に設定されており、継続して事業活動を行うことでより高い効果が見込まれることが前提となります。

#### (4) 補助対象経費内容

補助対象となる経費の詳細は、以下のとおりです。

##### 【①産業立地支援事業】

###### ア. 謝 金

- ・専門家謝金：企業誘致等の専門家を活用して、情報発信や誘致活動を行うに際し、専門家に支払う謝金

###### イ. 旅 費

- ・専門家旅費：誘致活動等を行うための専門家に支払う旅費

※ア及びイについては、補助事業者の同種の規程を準用していただくか、規程がない場合は、関係自治体の同種の規程に準じて規程を設けていただくことになります。

###### ウ. 厅 費

- ・会議費：地域産業活性化協議会等との会議を開催するために必要な経費
- ・通信運搬費：本事業を実施するために必要な郵送料、機械・機材等の運搬のために要する経費（電話代及び振込手数料、本事業に関する経済産業局等への申請並びに打合せ等に要した交通費、資料等運搬以外のためのタクシー代等は対象となりません。）
- ・パンフレット等作成費：パンフレット等作成に要する経費
- ・広告宣伝費：メディア等を活用した広報活動に要する経費
- ・会場借料：セミナーやイベント等を実施する際の会場借料
- ・雑役務費：本事業を実施するために必要なアルバイト等の雇い入れに要する経費
- ・外注費：企業誘致に関する情報発信等請負業務に要する経費

##### 【②人材養成等支援事業】

###### ア. 人件費

- ・プロジェクト管理法人人件費：人材養成のプロジェクトを管理する法人において、当該事業に従事する者に支払われる直接人件費

###### イ. 旅 費

- ・プロジェクト管理法人旅費：人材養成のプロジェクトを管理する法人において、当該事業に従事する者がプロジェクトの遂行のために研修やイベント等への出席が必要な場合に支払う旅費

※ア及びイについては、補助事業者の同種の規程を準用していただくか、規程がない場合は、関係自治体の同種の規程に準じて規程を設けていただくことになります。

###### ウ. プロジェクト事業費

- ・プログラム等作成費：研修やイベントのプログラム等作成に要する経費
- ・研修費：研修の実施に要する経費
- ・イベント等開催費：イベント等の実施に要する経費

###### エ. 委託費

- ・プログラム作成、研修等事業を外部に委託して実施する場合に必要な経費：プロジェクトの全部又は一部を外部業者に委託する経費

※ 委託費については、事業の一部として行われるものであること。

#### 4. 応募書類の提出について

##### (1) 受付期間

平成19年7月23日（月）～平成19年8月22日（水）※消印有効

##### (2) 提出方法

応募される方は、様式第1（P. 23）の応募書類に必要な書類（P. 24～31）を添えて、正1部、副1部（写し）の計2部を、上記期間までに主たる実施事業場所を管轄する経済産業局の担当課へ郵送にて提出してください。

##### (3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先の経済産業局担当課及び管轄区域等については、別添1「公募に関する受付及びお問い合わせ先」（P. 32）のとおりです。

また、この補助金に関するお問合わせも同課へお願いします。

##### (4) インターネットの利用

本公募要領は下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/index.html#c1>

※応募書類等は、ホームページからダウンロードすることができます。

##### (5) 提出書類について

①事業実施期間は単年度であることから、応募書類に記載する金額は、平成19年度中に支出される経費を記載してください。

②提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4版、片面印刷をお願いします（両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。

③以下の「提出書類一覧表」における書類について、正1部、副1部（写し）の計2部を提出して下さい。

なお、書類の中央下に通しページを必ず付けてください。

④応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。様式中の注意事項等を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。

なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。

⑤「提出書類一覧表」にある提出書類等や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。

なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご留意ください。

# 資料6

平成18年工業統計調査結果(2008.2 北海道統計より)

## ○概況

平成18年12月31日現在で実施した工業統計調査(従業員4人以上の事業所)によれば、事業所数は151事業所(前年比6.2%減)、従業員数は5,108人(前年比2.4%増)、製造品出荷額等は1,020億8,117万円(前年比1.6%減)。

事業所数、製造品出荷額等は減少したが、従業員数は増加した。特に従業員数は、前年に比べ119人増加した。全道ベースでは事業所数、従業員数は減少したが、製造品出荷額等は、増加している。十勝管内も全道ベースと同じ傾向にある。

帯広市の場合、事業所数の減少は、印刷業(△4件) 金属製品(△3件)が大きい。製造品出荷額等は、木材木製品(前年比21.7%増)が大幅に増加したにも係わらず、全体的に約2~3%ずつ減少したことによる減少となったもの。逆に、従業員数は、電気機械器具(219人増、松下電工?)で、大幅に増加し、業種による増減が分かれ、工場の集約化(例えば、工場を閉鎖しても、その従業員は、別の同様工場に就くこと)の変れとみる。

## 平成18年製造業の動向 下欄( )内は前年比の増減

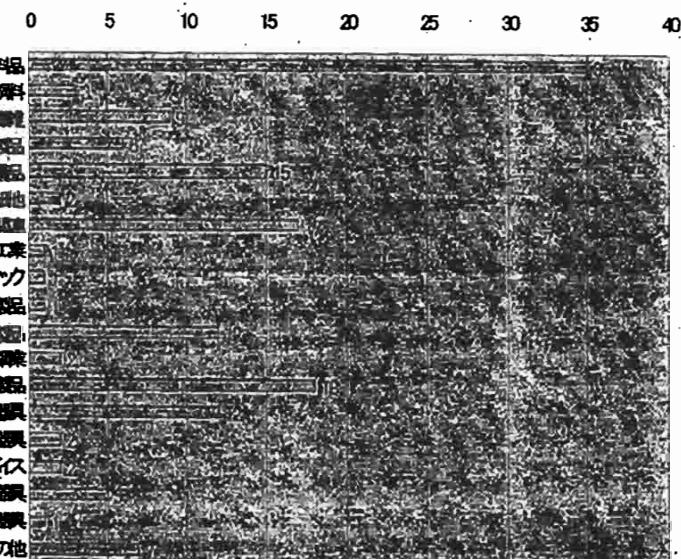
項目	帯広市	十勝管内	北海道
事業所数	151 (161) (△6.2%)	425 (454) (△6.4%)	6813 (7248) (△6.0%)
従業員数 (人)	5,108 (4989) (△2.4%)	12,208 (12599) (△3.1%)	182,681 (188605) (△3.1%)
製造品出荷額等 1,020億8,117万円 (1,037億3,605万円) (△1.6%)	3,696億3,670万円 (3,671億8,668万円) (△0.6%)	5兆7,495億9,206万円 (5兆4,646億8,218万円) (△5.2%)	

## ○事業所数

本市の製造業の事業所数は151事業所で前年に比べ10事業所の減、十勝管内全体においては425事業所で前年に比べ29事業所減少した。北海道全体では、6,813事業所で435事業所減少した。

年次	実数	(単位:事業所、%)	
		対前年増減	対前年増減率
平成14年	186	△9	△4.6
15	181	△9	△2.4
16	161	△20	△11.0
17	161	0	0
18	151	△10	△6.2

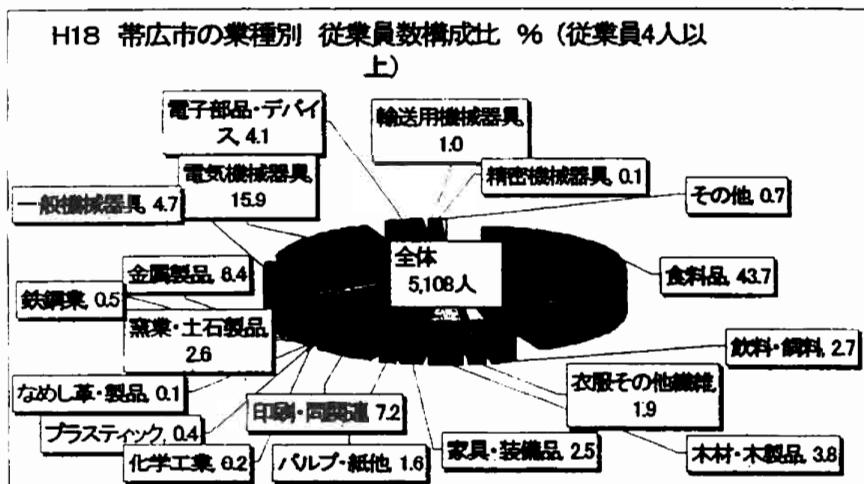
## 業種別 事業所数 (件)



構成比でみると食料品製造業が全体の23.2%、次いで金属製品製造が11.9%、印刷関連製造業が11.3%、家具装飾品製造業が9.9%となっている。

## ○従業員数

本市の製造業の従業員数は 5,108 人で前年に比べ 119 人増加し、十勝管内全体において、12,208 人で前年に比べ 391 人減少した。北海道では、182,681 人で 5,924 人も減少した。



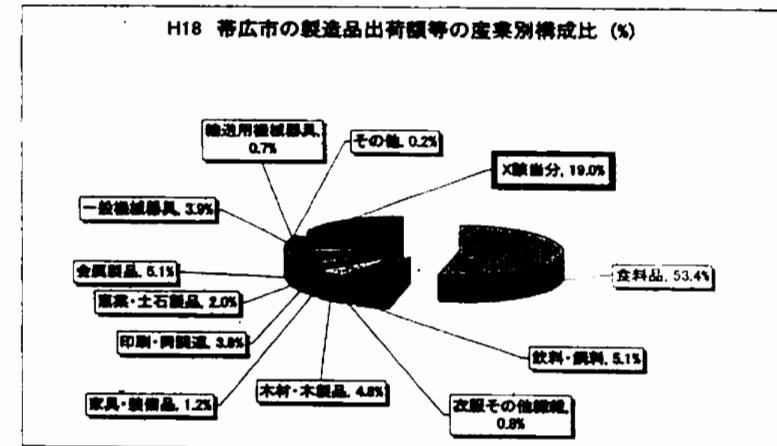
従業員の業種別構成割合でみると、当然のことながら、食料品製造業が事業所数に比例して 43.7%と多いが、次いで電気機械器具製造業の従業員が、15.9%となっている。(松下電工、丸和製作所)

特に、電気機械器具製造業は、前年対比 36.9%の増で、大規模工場(帯広松下電工)の増設が大きな要因と考えられる。

業種別の従業員数を事業所数で除した、1 事業所当たりの従業員数を見てみると、電気機械器具製造業が 406.5 人で、圧倒的に多く、次いで電子部品・デバイス製造業が 105.5 人、食料品製造業が 63.7 人となっている。

## ○製造品出荷額等

本市の製造品出荷額等は 1,020 億 8,117 万円で前年に比べ 16 億 5,488 万円減少したが、十勝管内全体においては 8,696 億 3,670 万円で前年に比べ 24 億 7,002 万円増加した。北海道全体では、5 兆 7,495 億 9,206 万円で 2,849 億 988 万円増加し、苦小牧、室蘭の増加が大きいと考えられる。



本市全体としての製造品出荷額等は、前年比 1.6%の減少であったが、分かる範囲の構成比では、木材・木製品製造業が、21.7%の増と大きく伸びている。

また、食料品製造業が 2.6%、輸送用機械器具製造業が 2.8%と増加している。

事業所数の少ない業種の製造品出荷額は、X印の秘密となっているため、分析は不可能であるが、秘密合計は、193億512万円で、その内、およそ約180億円は、電気機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業と想定される。

# 帯広市工業の推移

## (1) 事業所数(従業員4人以上の事業所対象)

(資料: 工業統計)

年次	平成14年			平成15年			平成16年			平成17年			平成18年		
項目	事業所数 社	構成比 %	前年比 %												
食 料 品	40	21.5	97.6	41	22.6	102.5	36	22.4	87.8	36	22.4	100.0	35	23.2	97.2
飲 料・飼 料	4	2.2	100.0	3	1.6	75.0	3	1.9	100.0	3	1.9	100.0	3	2.0	100.0
織 繊 工 業	-			-			-			-			-		
衣 服 そ の 他 織 繊	9	4.8	90.0	9	5.0	100.0	8	5.0	88.9	10	6.2	125.0	9	6.0	90.0
木 材・木 製 品	7	3.8	70.0	8	4.4	114.3	6	3.7	75.0	6	3.7	100.0	6	4.0	100.0
家 具・装 備 品	20	10.7	100.0	18	9.9	90.0	17	10.6	94.4	16	10.0	94.1	15	9.9	93.8
パ ル ブ・紙 他	3	1.6	75.0	3	1.6	100.0	3	1.9	100.0	2	1.2	66.7	2	1.3	100.0
印 刷・同 関 連	28	15.1	90.3	26	14.4	92.9	23	14.3	88.5	21	13.1	91.3	17	11.3	81.0
化 学 工 業	1	0.5	100.0	1	0.6	100.0	1	0.6	100.0	1	0.6	100.0	1	0.7	100.0
プ ラ ス チ ッ ク	1	0.5	100.0	1	0.6	100.0	1	0.6	100.0	1	0.6	100.0	1	0.7	100.0
なめし革・製 品	1	0.5	100.0	1	0.6	100.0	1	0.6	100.0	1	0.6	100.0	1	0.7	100.0
窯 業・土 石 製 品	13	7.0	92.9	13	7.2	100.0	11	6.8	84.6	11	6.8	100.0	12	7.9	109.1
鉄 鋼 業	1	0.5	100.0	1	0.6	100.0	1	0.6	100.0	2	1.2	200.0	2	1.3	100.0
金 屬 製 品	26	14.0	96.3	26	14.4	100.0	23	14.3	88.5	21	13.1	91.3	18	11.9	85.7
一 般 機 械 器 具	12	6.5	85.7	12	6.6	100.0	10	6.2	83.3	11	6.8	110.0	12	7.9	109.1
電 気 機 械 器 具	2	1.1	50.0	2	1.1	100.0	2	1.2	100.0	2	1.2	100.0	2	1.3	100.0
電子部品・デバイス	2	1.1	-	2	1.1	100.0	2	1.2	100.0	2	1.2	100.0	2	1.3	100.0
輸送用機械器具	4	2.2	100.0	3	1.6	75.0	4	2.5	133.3	5	3.2	125.0	5	3.3	100.0
精 密 機 械 器 具	1	0.5	-	1	0.6	100.0	-			-			1	0.7	-
そ の 他	11	5.9	137.5	10	5.5	90.9	9	5.6	90.0	10	6.2	111.1	7	4.6	70.0
合 計	186	100.0	95.4	181	100.0	97.3	161	100.0	89.0	161	100.0	100.0	151	100.0	93.8

-:該当数字がないもの

X:数字が秘匿されているもの

# 帯広市工業の推移

## (2) 従業者数（従業員4人以上の事業所対象）

(資料：工業統計)

年次	平成14年			平成15年			平成16年			平成17年			平成18年		
項目	従業者数 人	構成比 %	前年比 %												
食 料 品	1,894	36.8	106.9	1,897	38.0	100.2	1,844	38.4	97.2	2,167	43.4	117.5	2,230	43.7	102.9
飲 料・飼 料	122	2.4	100.8	121	2.4	99.2	133	2.8	109.9	135	2.7	101.5	136	2.7	100.7
繊 維 工 業	-			-			-			-			-		
衣 服 そ の 他 繊 維	x			x			98	2.0	-	101	2.0	103.1	99	1.9	98.0
木 材・木 製 品	192	3.7	81.4	183	3.7	95.3	184	3.8	100.5	194	3.9	105.4	192	3.8	99.0
家 具・装 備 品	179	3.5	87.7	153	3.1	85.5	143	3.0	93.5	138	2.8	96.5	126	2.5	91.3
パ ル プ・紙 他	89	1.7	100.0	88	1.8	98.9	88	1.8	100.0	80	1.6	90.9	82	1.6	102.5
印 刷・同 関 連	459	8.9	64.5	427	8.5	93.0	401	8.4	93.9	390	7.8	97.3	370	7.2	94.9
化 学 工 業	x			x			10	0.2	-	9	0.2	90.0	8	0.2	88.9
プ ラ ス チ ッ ク	x			x			28	0.6	-	13	0.3	46.4	19	0.4	146.2
なめし革・製 品	x			x			4	0.1	-	4	0.1	100.0	4	0.1	100.0
窯 業・土 石 製 品	203	3.9	98.5	182	3.6	89.7	174	3.6	95.6	134	2.7	77.0	133	2.6	99.3
鉄 鋼 業	x			x			15	0.3	-	26	0.5	173.3	27	0.5	103.8
金 属 製 品	406	7.9	96.9	415	8.3	102.2	378	7.9	91.1	347	7.0	91.8	329	6.4	94.8
一 般 機 械 器 具	281	5.5	91.8	283	5.7	100.7	237	4.9	83.7	241	4.8	101.7	241	4.7	100.0
電 气 機 械 器 具	x			x			596	12.4	-	594	11.9	99.7	813	15.9	136.9
電子部品・デバイス	x			x			386	8.0	-	319	6.4	82.6	211	4.1	66.1
輸 送 用 機 械 器 具	47	0.9	130.6	31	0.6	66.0	45	0.9	145.2	47	0.9	104.4	49	1.0	104.3
精 密 機 械 器 具	x			x			-		-	-		-	5	0.1	-
そ の 他	55	1.1	127.9	49	1.0	89.1	43	0.8	87.8	50	1.0	116.3	34	0.7	68.0
合 計	5,140	100.0	96.8	4,998	100.0	97.2	4,807	100.0	96.2	4,989	100.0	103.8	5,108	100.0	102.4

- :該当数字がないもの

X:数字が秘匿されているもの

# 帯広市工業の推移

(3) 製造品出荷額等(従業員4人以上の事業所対象)

(資料: 工業統計)

年次	平成14年			平成15年			平成16年			平成17年			平成18年		
項目	出荷額等 万円	構成比 %	前年比 %												
食 料 品	5,000,963	49.3	93.5	5,463,165	51.9	109.2	5,001,840	49.4	91.6	5,315,531	51.2	106.3	5,451,122	53.4	102.6
飲 料・銅 料	479,859	4.7	106.9	479,533	4.6	99.9	492,599	4.9	102.7	528,336	5.1	107.3	522,562	5.1	98.9
織 繊 工 業	-			-			-			-			-		
衣 服 そ の 他 織 繊	x			x			x			x			79,152	0.8	-
木 材・木 製 品	775,647	7.6	127.7	432,867	4.1	55.8	406,644	4.0	93.9	399,023	3.8	98.1	485,597	4.8	121.7
家 具・装 備 品	167,783	1.7	93.9	150,546	1.4	89.7	136,418	1.3	90.6	129,807	1.3	95.2	126,978	1.2	97.8
パ ル ブ・紙 他	240,257	2.4	100.5	241,617	2.3	100.6	240,836	2.4	99.7	x			x		
印 刷・同 関 連	471,955	4.6	51.1	437,695	4.2	92.7	429,709	4.2	98.2	404,322	3.9	94.1	392,728	3.8	97.1
化 学 工 業	x			x			x			x			x		
塑 料・チ ッ ク	x			x			x			x			x		
なめし革・製 品	x			x			x			x			x		
窯 業・土 石 製 品	324,213	3.2	80.1	348,395	3.3	107.5	250,279	2.5	71.8	219,491	2.1	87.7	202,931	2.0	92.5
鐵 鋼 業	x			x			x			x			x		
金 屬 製 品	633,093	6.2	90.6	634,015	6.0	100.1	575,617	5.7	90.8	545,286	5.3	94.7	520,244	5.1	95.4
一 般 機 械 器 具	435,427	4.3	94.3	459,718	4.4	105.6	362,230	3.6	78.8	400,190	3.9	110.5	399,416	3.9	99.8
電 気 機 械 器 具	x			x			x			x			x		
電子部品・デバイス	x			x			x			x			x		
輸送用機械器具	27,313	0.3	70.1	24,390	0.2	89.3	52,929	0.5	217.0	70,049	0.7	132.3	71,673	0.7	102.3
精 密 機 械 器 具	x			x			-			-			x		
そ の 他	40,963	0.4	115.2	37,924	0.4	92.6	33,374	0.3	88.0	29,134	0.3	87.3	25,202	0.2	86.5
合 計	10,151,386	100.0	91.2	10,521,851	100.0	103.6	10,127,296	100.0	96.3	10,373,605	100.0	102.4	10,208,117	100.0	98.4

-:該当数字がないもの

X:数字が秘匿されているもの

## 道内市町村 製造出荷額等順位

平成18年工業統計調査(北海道集計より)

順位		市町村名	製品出荷額等 (万円)	構成比 (%)	対前年比 増減(%)	従業員数 (人)	構成比 (%)	対前年比 増減(%)	事業所数	構成比 (%)	対前年比 増減(%)	備考
18年	17年											
-	-	全道	574,959,206	100.0	5.2	182,681	100.0	△ 3.1	6,813	100.0	△ 6.0	
1	1	室蘭市	92,457,257	16.1	14.6	7,438	4.1	△ 4.0	155	2.3	△ 7.7	
2	2	苫小牧市	92,186,556	16.0	23.5	10,575	5.8	0.4	240	3.5	△ 7.3	
3	3	札幌市	50,975,537	8.9	△ 9.0	29,291	16.0	△ 7.7	1,167	17.1	△ 8.2	
4	4	釧路市	25,599,467	4.5	0.4	5,951	3.3	△ 2.3	231	3.4	△ 0.4	合併後
5	5	千歳市	21,368,693	3.7	4.5	6,229	3.4	△ 12.6	94	1.4	1.1	
6	6	旭川市	18,086,442	3.1	△ 5.5	9,853	5.4	△ 9.8	449	6.6	△ 12.1	
7	7	函館市	18,058,488	3.1	1.5	9,348	5.1	2.5	380	5.6	△ 4.0	合併後
8	8	小樽市	15,493,668	2.7	△ 3.2	8,063	4.4	△ 1.0	306	4.5	△ 5.6	
9	10	北見市	14,811,183	2.6	28.0	3,922	2.1	6.9	165	2.4	27.9	合併後
10	9	恵庭市	14,690,414	2.6	10.6	4,973	2.7	2.5	88	1.3	0.0	
11	11	石狩市	10,958,255	1.9	4.2	4,243	2.3	△ 0.9	144	2.1	△ 2.0	合併後
12	12	帯広市	10,208,117	1.8	△ 1.6	5,108	2.8	2.4	151	2.2	△ 6.2	
13	13	江別市	9,568,639	1.7	5.0	3,624	2.0	13.1	88	1.3	20.5	
14	14	北広島市	7,290,713	1.3	2.1	2,624	1.4	0.3	79	1.2	△ 2.5	
15	15	北斗市	6,660,302	1.2	8.7	2,651	1.5	30.5	66	1.0	10.0	合併後
16	16	白老町	6,233,520	1.1	1.9	1,836	1.0	2.8	69	1.0	△ 4.2	

製造出荷額等が最も多いのは、昨年に続き室蘭市の9,246億円(全道の16.1%)で、以下、苫小牧市(9,219億円、全道の16.0%)、札幌市、釧路市(合併後)…と続き、特に苫小牧市は、対前年比23.5%(1,756億円増)の増で、次に北見市の15.2%増、室蘭市の14.6%増と続いている。

帯広市は、約1,020億円(対前年比△1.6%、全道構成比1.8%)で、昨年同様12位であった。

## 産業基盤部会の検討の視点(案)

資料7

キーワード	第1回部会での意見	意見のキーワード
総合的	<p>○インフラ、共同利用という2つのキーワードがあげられているが、単に議論だけでなく、具体的な提言も入れていく。この2つのテーマだけでいいのか。基盤というと、経営基盤と産業基盤、なぜ同じ基盤が議論されるかという引っかかる面もあるかと思うが、経営基盤は特定企業のミクロの問題、産業基盤はマクロの問題としてとられ、特定企業のことを考えずにマクロ的な経済循環で議論をし、出口はどういった投資が必要となるかという面を想定している。マクロ的には雇用の維持確保が課題。事務局で用意したインフラと共同利用というテーマだが、条例の制定、部会の議論を引き継いで、この地域における循環について考え、主力の集積産業をどうするか、投資をどうするか。持続可能な雇用の増大をどうするか喧々囂々議論したい。皆さんから部会のテーマ、視点があれば上げていただきたい。(竹川)</p> <p>○産業基盤部会では、まずはインフラのことをやる。産東クラスターの話をも入れながら地域特性を入れてやる。共同利用はR&amp;Bもあるので、コンパクトな施設という視点で必要ではないか。農商工が連携して地域内循環について議論していくという3点になるかと思うが次回までこのテーマでも議論した方がいいというものを出してほしい。視点、留意点、地域の特性を考えた時、どういう課題があるかそれを持ち寄って次回話をしたい。(竹川)</p>	経営基盤と産業基盤、地域経済循環、集積産業、投資のあり方、持続可能な雇用の増大
インフラ	インフラでは地域企業の移転拡充による地域の特性を生かした集積の議論をいただき、どう事業活動を展開し地域内で循環していくか。あわせて高規格道路の整備を見込んだ戦略、どうやって人を引き込むか。空港アクセス、空港機能の拡充、十勝港の充実などもテーマとなる。(竹川)	地域企業の移転拡充、地域特性を生かした産業集積、高規格道路整備、空港アクセス、空港機能拡充
地域内経済循環・地域特性	<p>○産東クラスターというと興東稚がたくさん囲まっているというイメージがあるが、カリフォルニアのワインクラスターなどはぶどうとワイナリーしかない。地域において優位な産業であって、はじめてクラスターになる。産東クラスターが形成されるということは産東の基盤があるという裏返し。この地域に欠けている、不足しているものを取り出してこないと、一般論を持ち出してもしようがないので優位にしていく基盤づくりのための議論が必要。(金山)</p> <p>○地域内循環を考えると人材、連携方策が出てくると思われる。ハードだけでなく、ソフトも議論してほしい。あくまで中小企業振興のための基盤として必要であることを議論したい。(竹川)</p> <p>○産業基盤は、地域の経済循環の議論とらえていい。単一の企業ではなく、業界での議論の集積をしていくことでのいい。(曾根)</p> <p>○離れない資源をどう循環させていくか。植田先生の話では中小企業政策は個々の企業に平等だが、産業政策というのは選択をしていくということだ。(岩橋)</p>	産業クラスター、地域内優位産業、地域内経済循環、ハードとソフト両面、地域内経済循環、地域内経済循環、資源の循環、中小企業政策と産業政策
共同利用・R&BP構想	<p>○R&amp;BPで議論をしているが、絵図で示す段階になっていないが産業支援の仕組みにどうつなげていくか。政策室で研究開発の側面から検討を進めている。(前田)</p> <p>○共同利用のキーワードではR&amp;Bであり、北大の北キャンパスのような施設が共同利用できればいいと思う。(澤瀬)</p>	R&BP構想、R&BP構想、共同利用施設
農商工連携	<p>○行政として産業政策に対し、リーダーシップをとるもののがその意識を持っていてもらわなければならない。2次産業の何を中心としてやるとなると農業に回遊する業種を中心としてやるということは考えられるが、方法論としてはその中で出てくる。研究開発、大学を中心とした公的な試験研究機関に重きをおいておくとか産業技術イノベーションにしていくということ。(波辺)</p> <p>○この地域農業は基幹産業だが、産東連携を起こしていない。農東側からすると商工と連携していく気持ちがあるのかというとそうではない。(波辺)</p> <p>○地域資源を活用するという支援制度があるが、その制度を使っていない人が多い。農商工連携を基盤にしていくことはいいことだ。(梶原)</p> <p>○小麦を地場で製粉することによって大手と連携できることがあるのではないか。それから付随して地域で最終製品まで出来てくればいいが、どこかで止まっている。(梶原)</p> <p>○小麦にはどういう問題があるのか、それを解決し、メリットを生まれない企業は出てこない。(澤瀬)</p> <p>○農商工連携で農業と結びつくということになると、「商」というのをどう取扱い、アレンジしていくのか気になるところ。(谷脇)</p> <p>○商工会議所工業委員会で農商工連携をテーマとしており、地域循環ということから勉強していきたい。(太田)</p> <p>○農商工連携の完成品としてお菓子屋さんがあるのではないか。そういうところから切り口に考えてもいいのでは。(曾根)</p>	農業連携実現、研究開発、大学等試験研究機関、産業技術イノベーション、農東連携、農商工連携、地域資源、農商工連携、地場小麦使用の商品、地場産小麦のメリット、農商工連携の中の商業、農商工連携、地域内経済循環、農商工連携、菓子業界

キーワードの整理と検討の視点(業)				
項目	意見のキーワード	キーワードの絞込み	検討の視点(業)	
インフラ	地域内優位産業	集積促進業種	・地域内優位産業が農業間連業種であるとの認識を前提に、地域特性を生かした産業集積を促進するために必要な支援策のあり方。	
	農業間連業種			
	地域特性を生かした産業集積			
	地域企業の移転拡充	地元企業の高度化	・地場企業の新規設立に対する支援のあり方	
	高規格道路整備			
	空港アクセス	交通アクセス機能と立地基盤		
	空港機能拡充		・高速道路や高規格道路、空港や十勝港などの整備計画を踏まえて、地域全体として具体的な取り組みの進め方	
共同利用	投資のあり方	物流などの産業横断的共同利用	・大学等試験研究機関と連携して、帯広市や中小企業団体等が新たに産業支援機能を整備する場合、現在不足している機能について	
	大学等試験研究機関			
	物流の共同化			
	R&D・P構想	産業支援機能の共同利用		
	研究開発			
	産業技術イノベーション			
エネルギー		エネルギー	(※4/22の第2回部会でエネルギーの取り扱いを協議)	
総合的視点	地域内経済循環	地域内経済循環と産業連間	・地域内経済循環を実現するために、基幹産業の農業と2次3次産業の産業連間を意識した取り組みの進め方	
	産業連間			
	地域資源			
	産業クラスター			
	農商工連携の中の商業			
	菓子業界			
	地場産小麥のメリット			
	地場産小麥使用の商品			
	小麦製粉工場			
	経営基盤と産業基盤			
	中小企業政策と産業政策			
	持続可能な雇用の増大			
	ハードとソフト両面			

## 検討の視点（秦）の細項目

平成 20 年 4 月 22 日提出  
産業基盤部会正副部会長メモ

- ・ 空港の機能、及び空港周辺の機能として、不足しているものはどのようなものが考えられるか？
- ・ 空港周辺に集積可能な業種として、どのようなものが考えられるか？
- ・ インターチェンジ周辺に集積可能な業種として、どのようなものが考えられるか？
- ・ 道路（特に高速道路）の完成を見込んで、地域全体としての取り組みはどのようなものが考えられるか？

### ○地域内優位産業が農業関連業種であるとの認識を前提に、地域特性を生かした産業集積を促進するために必要な支援策のあり方。

- ・ 地域内優位産業をどう考えるか？
- ・ 農業関連業種は、どのような業種か？
- ・ 地域特性とは、どのようなものだと考えるか？
- ・ 産業集積が進んでいる業種とは、どのようなものか？
- ・ 産業集積を進めるべき業種とは、どのようなものがあるか？
- ・ 地場企業を業種ごとに集積していく場合、どのようなインセンティブが必要か？
- ・ 産業集積を促進するために必要な支援策は、どのようなものが考えられるか？

### ○地場企業の新增設に対する支援のあり方

- ・ 地元企業の新增設の情報をどのように入手すべきか？
- ・ 地元企業が新增設する場合、何を判断材料としているか？
- ・ 地元企業の新增設のインセンティブになる支援策は、どのようなものか？
- ・ 現在の帯広市の企業立地補助金等の制度は、地元企業から見て使いやすいか？使いにくいとしたら、どのような点に課題があると考えられるか？
- ・ 地場企業の新增設の対象業種を限定すべきか？
- ・ 産業集積を誘導していくような支援に限定すべきか？

### ○高速道路や高規格道路、空港や十勝港などの整備計画を踏まえて、地域全体として具体的な取り組みの進め方

- ・ 北海道横断自動車道（スカイロード）が札幌まで開通する影響は、どのようなものが考えられるか？
- ・ 高規格道路が広尾まで開通する影響は、どのようなものが考えられるか？

### ○大学等試験研究機関と連携して、帯広市や中小企業団体等が新たに産業支援機能を整備する場合、現在不足している機能について

- ・ 産業支援機能としてどのようなものが不足していると考えられるか？
- ・ マーケティングの機能を充実する場合、どのようなことが考えられるか？
- ・ プランディング、デザイン、技術経営（MOT）などに関する支援機能の必要性をどのように考えるか？
- ・ 現在のさまざまな支援機能（試験研究機関など）の機能は、十分に発揮されているか？
- ・ 発揮されていない機能があるとしたら、何が要因だと考えられるか？

### ○地域内経済循環を実現するために、基幹産業の農業と 2 次 3 次産業の産業連関を意識した取り組みの進め方

- ・ 産業間の連携が進まない要因は、どのようなことが考えられるか？
- ・ 農商工等の連携が進まない要因は、どのようなことが考えられるか？
- ・ 財団法人十勝圏振興機構（とかち財団）設立の趣旨は、農商工等連携による産業振興であるが、その趣旨を発揮できているか？
- ・ 企業と企業の間での連携が、なかなか進まない要因は、どのようなことが考えられるか？
- ・ 異業種交流グループが存在しているにもかかわらず連携が進まない要因は、どのようなことが考えられるか？
- ・ 地域内経済循環を生み出す活動として、どのようなことが考えられるか？

# 帯広市の産業政策(総合計画における主な施策)

平成20年4月産業連携室作成

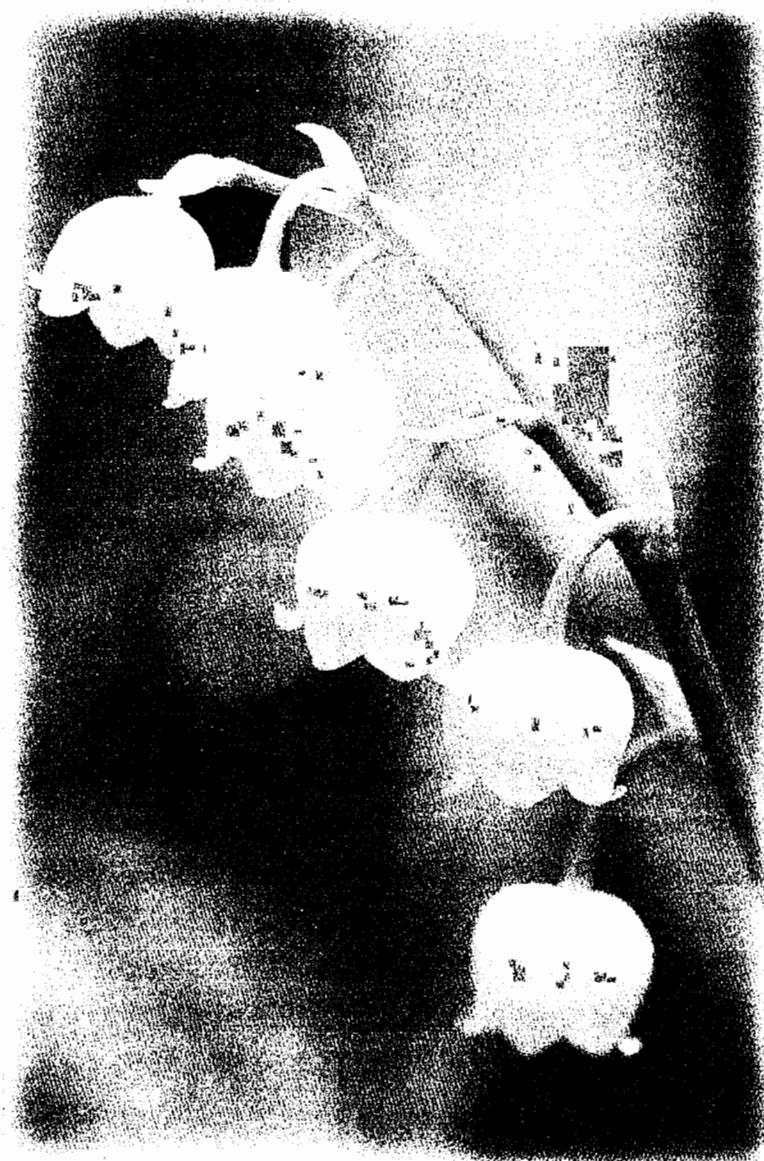
	第一期	第一期改定	第二期	第三期	第四期	第五期
	昭和34年度～昭和43年	昭和38年度～昭和45年	昭和46年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～21年度
インフラの整備	産業振興のための基礎的施設の飛躍的な増強(日勝・石勝鉄道の敷設促進、帯広鉄道間道路の整備、帯広駅の客貨の分離)	工業団地(ニュータウン)の建設(西帯広工業団地内に、工場団地幹線道路、工場及び居住用道路などを建設)	帯広工業団地の整備(操車場の整備、団地センターの整備など)	新工業団地の造成(市域内の企業の集約化、新規企業の立地促進)	工業団地の整備(既存工業団地の環境整備、新たな工業団地の造成をすすめる)	産業立地の促進(産業系用地の利用促進、新たな産業用地の確保を検討、知識集約型産業等の企業誘致を進める)
	適地工業の誘致、中小工業の合理的な結集をうながす工業地帯の造成を強力に推進、4工業地区(東部、西部、稻田、札内)の用地確保	鉄道専用側線、トラックヤード、電話施設ならびに送变電施設など関連施設の整備充実、効率的な利用体制に配慮	第2工業団地の建設(第2工業団地の調査検討を進める)	帯広工業団地の整備(工業団地の環境整備)	新たな産業ゾーンの形成(空港機能と高速道路機能を生かした新たな産業ゾーンの形成につとめる)	
	空港の設置					
共同利用施設、産業支援機能の整備	十勝農業の体质改善をすめる新しい工業の形成(工業生産基盤、誘致条件の整備及び優遇措置の強化、積極的な誘致運動の展開)	市立産業技術指導所の新設、工業団地センター、地域公民館などの生活環境整備	帯広市産業技術センターの新設(技術の研究指導や委託調査の機関として整備、また道立工業試験所分場の誘致につとめる)	技術技能の向上及び各種情報の集積(産業技術センターの拡充整備を進め、異業種間の情報交換等を行うなど情報集積につとめる)	地域産品のブランド化や流通販売ルートの開拓を促進する展示施設を整備する	十勝型産業クラスターの形成(総合的な支援機能を備えた「産業支援センター」を整備、産学官の連携強化ほか)
	道東地域における商慣にふさわしい商業機能の拡充(商店経営の改善合理化、顧客サービスの向上と正直、正量販売の実施、新販路の開拓と商圏の拡大、商圏内交通網の整備と輸送の合理化)	新設の「産業会館ビル」内に商品PRセンターを設置	認定職業訓練制度の充実(工業団地内に移転改築中の道立帯広専修職業訓練校の完成促進、及び訓練機能の充実をはかるため帯広技能訓練センターを設置する)	物資流通業務団地の整備、流通センターの設置促進(物資流通業務団地の整備を促進し、保管、集配施設の集約化をすすめる)	十勝圏域の広域的な産業活動を支援する組織を設置する	技術開発力の向上(地域の特性を生かし、バイオ関連産業、環境産業、情報産業など新たな産業の集積育成)、市場の開拓(農業者、加工業者、流通業者などと一体的な地域産品のブランド化、マイケーティング強化など)
	集団化産業サービス施設の整備(団地内関連施設及び産業サービス施設の総合的整備、団地内企業及び労働者の福利厚生施設としてあるいは経営技術の研修を行う施設として「工業団地労働者センター」を建設)	勤労者福祉センターの建設(福利厚生施設の拡充を促進するほか、勤労者福祉センターを建設する)			新製品開発等の技術支援をすすめるため食品加工技術を中心とした開発指導機能を整備する	広域的な産業振興のしくみ(財団法人十勝圏振興機構(とかち財團)の産業支援機能を拡充強化)
その他	既生産品の付加価値を高める加工工業の伸展、地域住民の便に供する需給品工業の拡大		南十勝臨海部の開発(臨海部の開発をすすめ、大規模プロジェクトの早期実現をはかる)		情報通信基盤の整備(ビジネスチャンス創出など産業振興はもとより住民福祉の向上をはかるため、情報の効率的活用を図る情報通信基盤の整備につとめる)	技術情報の提供(試験研究機関などの情報提供をすすめるとともに、特許など知的所有権情報の提供相談機能を整備)
					航空宇宙産業基地の立地に向け、誘致活動を強化する	人材の育成誘致(企業と連携しながら、高い技術や豊かな経験を有するU-1ターンなどの多彩な人材誘致を進める)
主な施設・産業系団地の整備	○S37帯広工業団地造成着手	○S44開広団地・卸売センター開設	○S48物資流通業務団地、○S53帯広市産業技術センター完成	○S56新帯広空港開港○S56国鉄石勝線開通○S58新帯広工業団地着手	○H2物資流通業務団地、○H5財团法人十勝圏振興機構創設、○H6北海道立十勝圏地域食品加工技術センター完成、○H8帯広畜産大学地域共同研究センター設置、○H8帯広市西20条北工業団地	○H18十勝産業振興センター完成

地域の製造業等集積(集約化)は、一定程度進展。新たな産業集積をどのようにすすめるか、工業用地確保を含め、効果的な促進策が必要。

産業支援機能の整備は、一定程度終了。今後、不足している機能の充実を含めて、機能の十分な発揮が必要。

# **人と自然が共生する大地**

**工業団地分譲のご案内**



**帯広市西20条北工業団地**

# 広域交通ネットワークを活用した 産業集積拠点

列車で

札幌 スーパーあそら  
(最短約2時間10分) 帯広

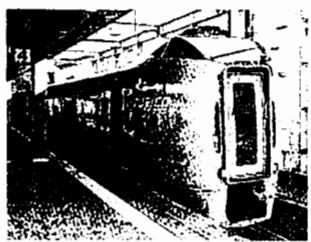
スーパーあおぞら  
（最短  
約1時間20分）

都市間交通バス

札幌  $\xrightarrow[4\text{時間}15\text{分}]{250\text{km}}$  帯広

釧路 120km 帯広  
(2時間25分)

旭川 →  
180km  
(3時間40分) 帯広



空から

JAL  
(時限25分)

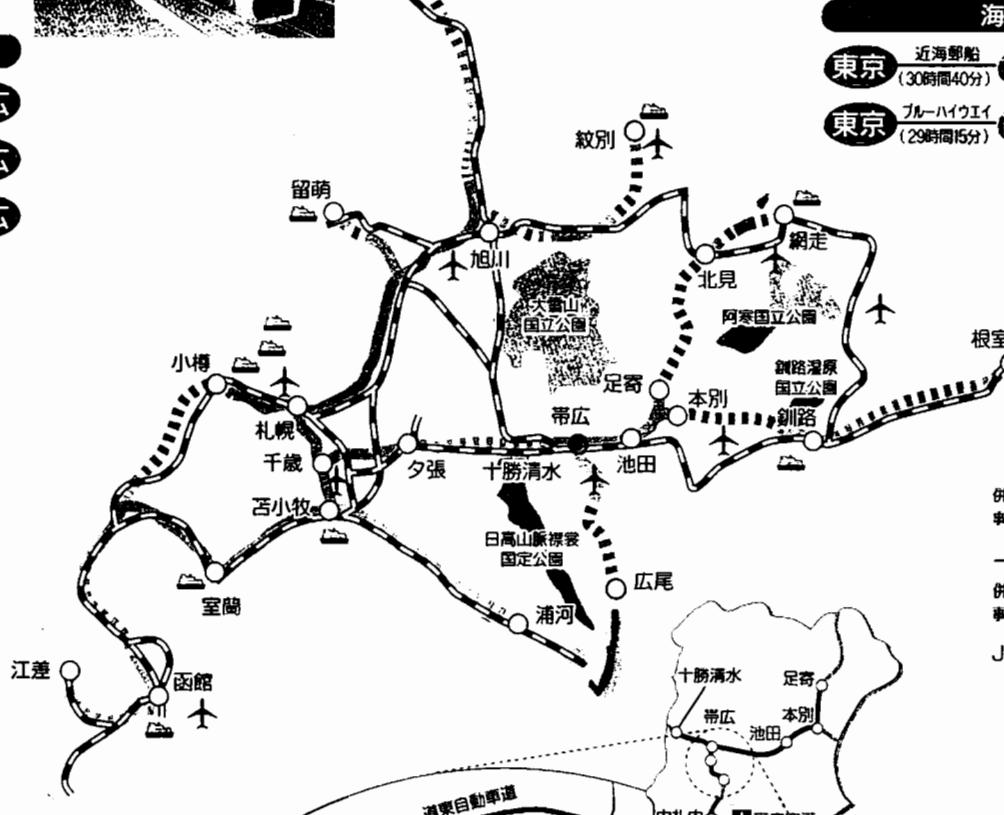
**東京** 航空各社 **南千歳** スーパーあおぞら  
(1時間30分) / **帯広**

大阪 JAL 帯広  
(1時間55分)

名古屋 J-AIR 帯広  
(1時間40分)

海から

東京—近海郵船(30時間40分)—鋪路—車(2時間25分)—帶広



凡例

国土開発幹線自動車道

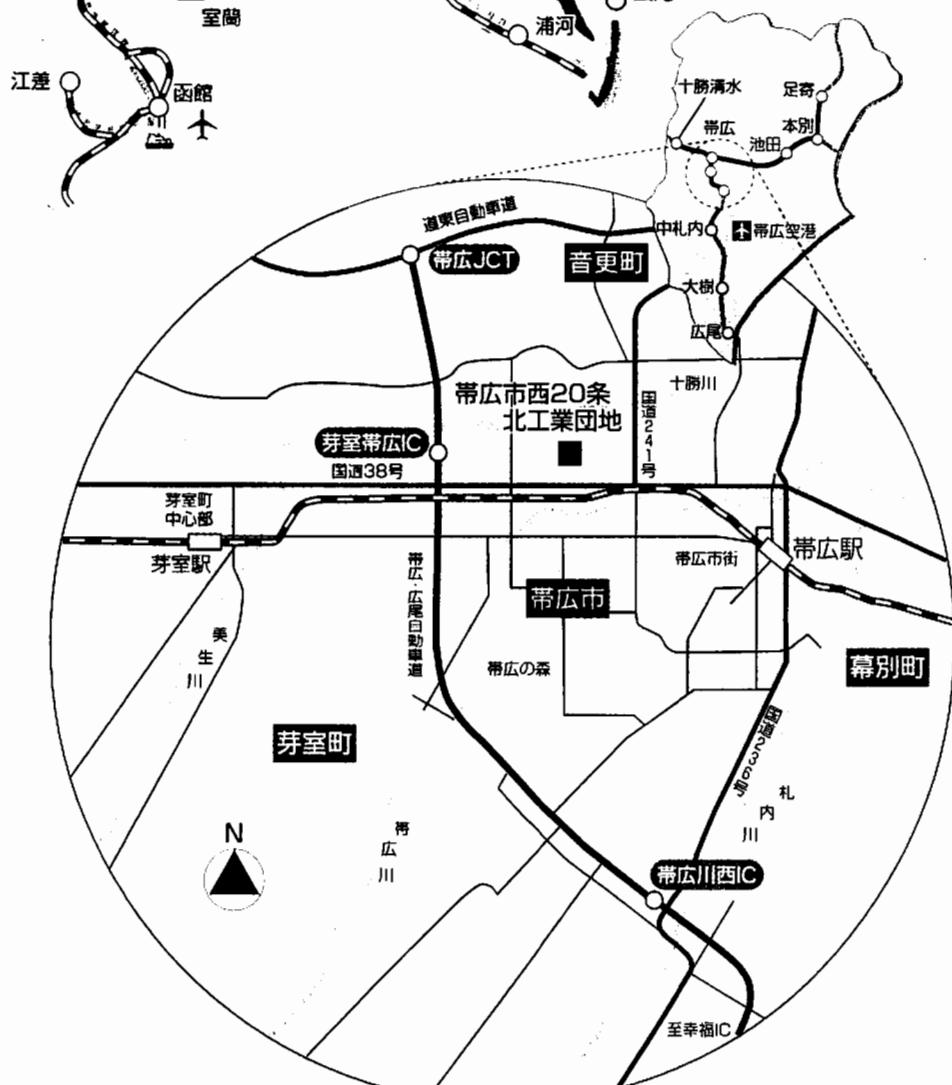
併用区间

• 100 •

#### 一般国道の自動車専用道路 併用区間

## 事業・計画区间

JR北海道



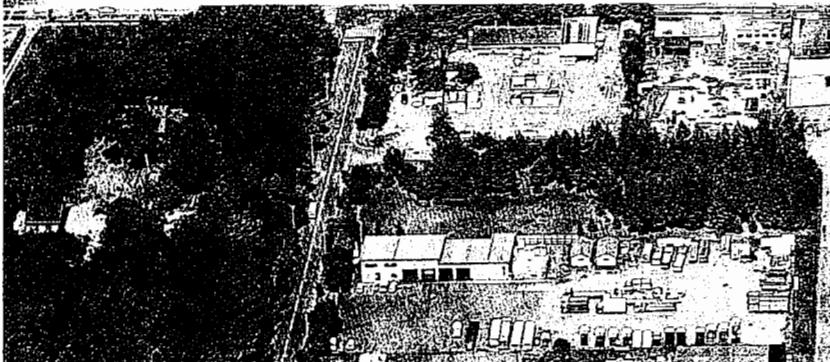
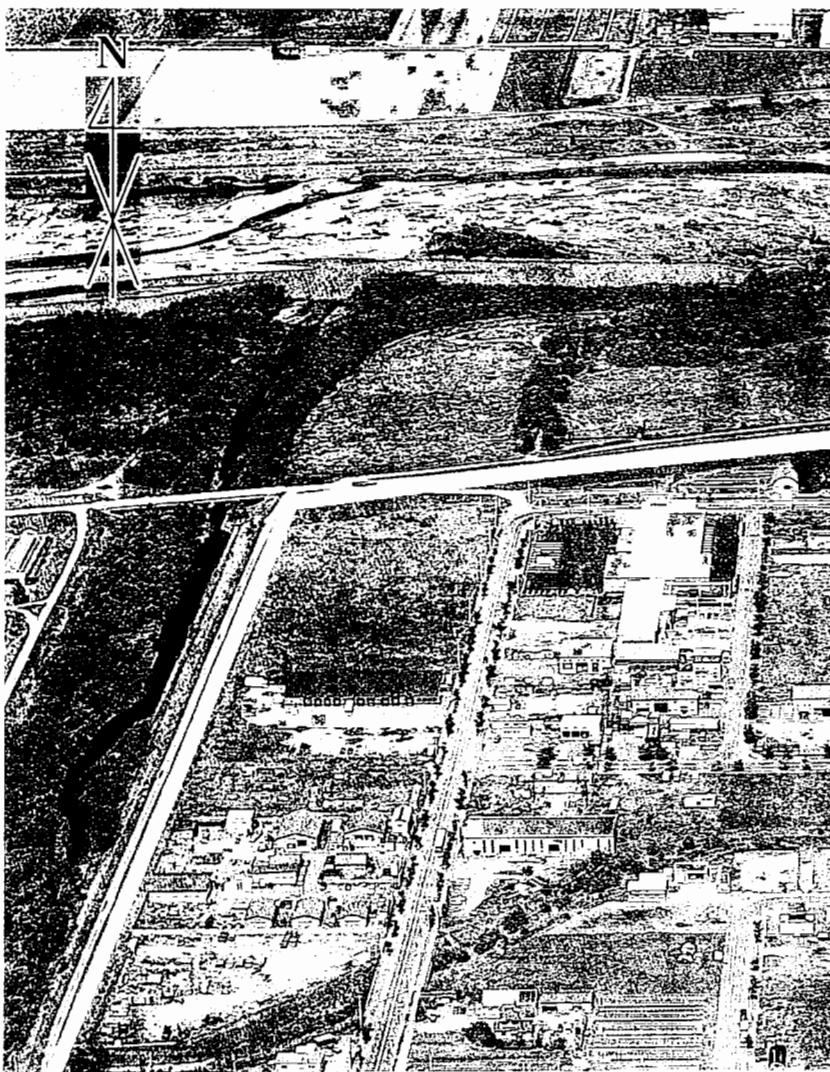
# 可能性あふれる

「緑の工場公園」として造成された帯広工業団地・新帯広工業団地に続く十勝圏の中核的工業団地「帯広市西20条北工業団地」は、市街地に隣接し利便性が高く、周辺には東西に北海道横断自動車道・南北に高規格道路が着々と整備され、空港・港へのアクセスが一層容易となります。

広大な地形と恵まれた気象など、新しい時代の産業立地に大きな潜在力のある可能性あふれる団地です。

## ナポート

製造業・リサイクル工場・特定事業所・試験研究施設には、設備投資・雇用増への助成等各種優遇制度があります。また、その他業種にも奨励金制度があります。



## 大学・専修学校

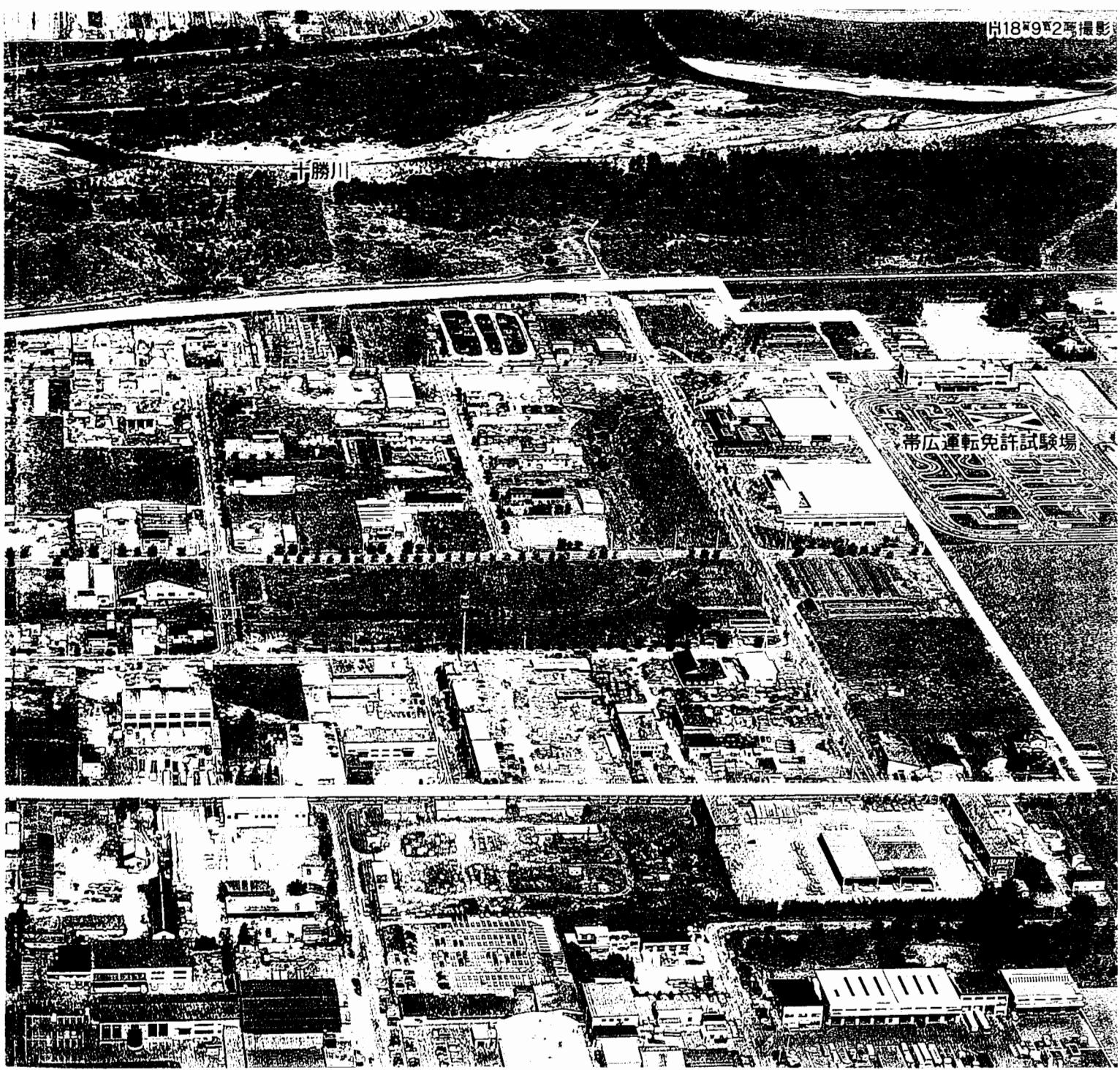
- ・帯広畜産大学
- ・帯広大谷短期大学(音更町)
- ・独立行政法人航空大学校帯広分校
- ・帯広コア専門学校
- ・帯広高等看護学院

## 試験研究機関

- ・帯広畜産大学地域共同研究センター
- ・北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
- ・十勝産業振興センター
- ・帯広市農業技術センター
- ・独立行政法人種苗管理センター十勝農場
- ・独立行政法人家畜改良センター十勝牧場(音更町)
- ・独立行政法人北海道農業研究センター畑作研究部(芽室町)

■団地の概要

所在 地	北海道帯広市西19条北2丁目、3丁目の一部 北海道帯広市西20条北2丁目、3丁目の一部 北海道帯広市西21条北2丁目、3丁目の一部
面 積	工場等用地総面積約36.8ha
指 定 用 途	都市計画法の工場地域(達成率60%、容積率200%)
地区 計 画	住宅、共同住宅・下宿、図書館・博物館等、神社・寺院・教会等、店舗・飲食店等、ボウリング場、スケート場等、麻雀屋・バチンコ屋・射的場等、畜舎など建築できない建築物がありますのでご確認下さい。建築物の敷地面積の最低限度は500m <sup>2</sup> です。
国 土 法	2,000m <sup>2</sup> 以上の場合国土法の届出が必要です。
用 水	上水道完備
排 水	雨水汚水排水分流式。雨水は伏古川、汚水は公共下水道へ放流
電 力	引込可能高圧線6KV
団地内道路	団地内幹線は12~18m全線舗装
地 質 地 盤	粘土・シルト・砂を基盤として上層部は砂石 N値: 40、杭打ち可能地盤まで7~10m



# 二 帯広市立地促進制度

## ○ 帯広市企業立地促進条例（助成）

（問い合わせ先 帯広市工業労政課）

助成の種類		助成の内容		
対象業種	要件	助成額	限度額	
<b>工場の新設・増設に対する助成</b>				
製造業 リサイクル工場	新設 投資額 2,000万円以上 雇用増 5人以上	投資額の8% 1人当たり10万円	投資額分 1億5,000万円 雇用増分 5,000万円	
	増設 投資額 2,000万円以上 雇用増 2人以上	投資額の6% 1人当たり10万円	投資額分 1億円 雇用増分 5,000万円	
	十勝型産業クラスター加算	該当投資額の4%	当該加算額と助成額と合算した額の上記限度額以内。	
	緑化 工場立地法第6条の 届出工場（特定工場）	緑地及び環境施設の面積 1m <sup>2</sup> 当たり 1,500円	500万円	
<b>特定事業所または試験研究施設の新設・増設に対する助成</b>				
特定事業所 <ul style="list-style-type: none"><li>・ソフトウェア業</li><li>・情報処理サービス業</li><li>・情報提供サービス業</li><li>・機械設計業</li><li>・デザイン業</li><li>・システムインテグレーション事業</li><li>・アプリケーションサービスプロバイダ事業</li><li>・データセンター事業</li><li>・デジタルコンテンツ事業</li><li>・コールセンター事業</li></ul> 試験研究施設	新設 投資額 2,000万円以上 雇用増 5人以上	投資額の8% 1人当たり10万円	投資額分 1億円 雇用増分 5,000万円	
	増設 投資額 1,000万円以上 雇用増 3人以上			

\*「投資額」は、製造等のため直接使用される施設・設備への投資額をいい、土地取得費を除きます。

\*補助対象地域は、工場については、工業専用地域、工業地域等に限られます。また、特定事業所、試験研究施設については、都市計画区域となります。

\*「十勝型産業クラスター加算」については、別に要件があります。

## ○ 帯広市工業団地立地奨励金制度

対象地域	帯広市西20条北工業団地	助成の額	固定資産に係わる投資額の4%に相当する額
対象業種	工業団地に入居可能な全業種	限度額	1,000万円
対象要件	固定資産に係わる設備の投資額（土地所得費を除く）2,300万円以上		

\*投資額とは、所得税法施行令第6条第1号から第7号（建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車輛及び運搬具、工具、器具及び備品）に掲げる資産の取得価格の合計額。

\*帯広市企業立地促進条例との併用はできません。

# 二 融資制度

## ○ 帯広市中小企業融資制度（工業団地取得・設備資金）

資金の用途	帯広市西20条北工業団地の取得資金及び設備資金	融資期間	25年以内（3年以内の据置き期間を含む）
要件	中小企業者又は、中小企業団体等	貸付利率	年1.70%（平成20年4月1日現在）
融資額	1億円を限度	取扱金融機関	市中金融機関